

「国の行政機関の法令等遵守態勢に関する調査」結果に基づく

勧告（平成 21 年 3 月）に対するその後の改善措置状況

（勧告・回答・その後の改善措置状況の対照表）

「国の行政機関の法令等遵守態勢に関する調査」結果に基づく勧告（平成21年3月）に対するその後の改善措置状況  
（勧告・回答・その後の改善措置状況の対照表）

1	実地調査時期	平成19年8月～21年3月						
2	勧告先	全府省（16府省）						
3	勧告年月日	平成21年3月27日						
4	回答年月日	内閣府	平成21年10月9日	宮内庁	平成21年9月28日	公正取引委員会	平成21年10月13日	
		国家公安委員会(警察庁)	平成21年10月8日	金融庁	平成21年10月8日	総務省	平成21年10月6日	
		法務省	平成21年10月8日	外務省	平成21年10月7日	財務省	平成21年10月2日	
		文部科学省	平成21年10月9日	厚生労働省	平成21年10月7日	農林水産省	平成21年10月7日	
		経済産業省	平成21年10月5日	国土交通省	平成21年10月9日	環境省	平成21年10月13日	
		防衛省	平成21年10月9日					
5	その後の改善措置状況に係る回答年月日	内閣府	平成22年5月31日	宮内庁	平成22年5月28日	公正取引委員会	平成22年6月9日	
		国家公安委員会(警察庁)	平成22年5月31日	金融庁	平成22年6月2日	総務省	平成22年6月3日	
		法務省	平成22年6月14日	外務省	平成22年6月4日	財務省	平成22年6月3日	
		文部科学省	平成22年5月31日	厚生労働省	平成22年5月31日	農林水産省	平成22年6月8日	
		経済産業省	平成22年5月31日	国土交通省	平成22年6月8日	環境省	平成22年5月31日	
		防衛省	平成22年6月2日					

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
<p><b>1 法令等遵守に係る取組の推進</b></p> <p><b>(1) 国家公務員倫理法等に係る取組の推進</b></p> <p>関係府省は、職員の職務に係る倫理の一層の保持及び職員が倫理法等に違反した疑いのある事案の早期発見等の観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 職員に対して定期的に研修の受講機会を与え、倫理に係る遵守事項の浸透を図ること。(環境省)</p> <p>また、倫理に係る遵守事項の浸透度の定期的な把握及び当該結果の活用により、周知・啓発、研修の実施方法や内容を見直すこと。(内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省)</p>	<p><b>【環境省】</b></p> <p>今年度から、年1回程度、環境省本省職員（本省以外の職員に対しては教材を共有することにより代替）を対象とした倫理制度に関する研修会を実施する。</p> <p><b>【内閣府】</b></p> <p>倫理法・倫理規程セルフチェックシートを内閣府掲示板に掲載しており、倫理週間などの機会を通じて自己点検を呼び掛けている。</p> <p>遵守事項の浸透度の把握に関し、研修等の機会にアンケート調査等を実施し、浸透度の把握を行った結果を踏まえ、職員への周知方法や研修内容等の見直しを行う。</p> <p><b>【宮内庁】</b></p> <p>国家公務員倫理週間などの機会に、国家公務員の倫理に関するアンケートや自己点検（セルフチェックシート）を実施し、その結果を踏まえて、</p>	<p><b>【環境省】</b></p> <p>平成21年10月、環境省本省職員を対象とした倫理制度に関する研修会を実施した（本省以外の職員に対しては教材配布）。今後も年一回程度開催することとしている。</p> <p><b>【内閣府】</b></p> <p>本年度実施した新採用職員研修（平成22年4月実施）において、国家公務員倫理について取り上げており、職員への周知を図った。</p> <p>また、内閣府本府幹部会（平成22年5月11日）において、国家公務員倫理審査会事務局長による国家公務員倫理に関する講演を実施し、幹部職員への周知を図った。</p> <p><b>【宮内庁】</b></p> <p>平成21年12月の国家公務員倫理週間において、全職員にセルフチェックシートを送付し、自己点検を実施した。</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>倫理に係る浸透度の定期的な把握に努め、周知・啓発、研修内容を見直すことを予定している。</p> <p><b>【公正取引委員会】</b>            国家公務員倫理週間中に、倫理法理解度チェックシートを職員に配布し、これを回収・集計するとともに、集計結果に基づき、必要に応じて、研修及び周知・啓発の方法及び内容を見直すこととする（平成21年12月以降実施予定）。</p> <p><b>【国家公安委員会】</b>            平成21年7月、国家公務員倫理法・倫理規程に関する職員の知識の浸透度を測るアンケート調査を行い、浸透の度合いが低いものについてはより重点的に説明するようにするなど、研修の内容を見直すことにより、倫理に係る遵守事項の徹底に努めた。</p> <p><b>【金融庁】</b>            職員の倫理意識の向上の観点から、倫理審査会</p>	<p>今後もこのような自己点検を定期的を実施し、その都度、集計結果の検証を行うことにより、職員における倫理に係る遵守事項の浸透度を把握するとともに、その結果などを踏まえて周知・啓発、研修の実施方法や内容を見直していく。</p> <p><b>【公正取引委員会】</b>            国家公務員倫理週間中に、倫理法理解度チェックシートを職員に配布し、これを回収・集計するとともに、集計結果に基づき、研修、周知・啓発の方法及び内容を見直した（平成21年12月）。</p> <p><b>【国家公安委員会】</b>            平成21年12月の国家公務員倫理週間の実施に併せて独自のチェックシート及び啓発ポスター等を配付した上、倫理監督官による幹部職員に対する公務員倫理に関する講話及び全職員に対する当該講話のメール送信を実施した。</p> <p>また、平成22年1月、国家公務員倫理法・倫理規程の運用上の留意事項に関する独自の資料等を附属機関、地方機関及び都道府県警察も含む関係所属に配付し、同法・同規程のより一層の周知・啓発に努めた。</p> <p><b>【金融庁】</b>            倫理に係る遵守事項の浸透度を把握するための</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>作成の自己点検（セルフチェックシート）を全職員に配布し、倫理の保持に努めているほか、倫理研修の内容についても、当庁の職務に関連するような違反事例を教材として使用するなど、実践に即した研修を実施しているところである。</p> <p>今後、倫理に係る遵守事項の浸透度を把握するための具体的な方策を検討し、必要に応じて研修内容等の見直しを行いたい。</p> <p><b>【総務省】</b></p> <p>平成21年度の階層別研修（外局を含む。）での自己点検（セルフチェックシート）結果等を踏まえ、研修の講義内容等を必要に応じて適宜見直す。</p> <p><b>【法務省】</b></p> <p>平成21年7月29日付け法務省大臣官房人事課法務専門官事務連絡「倫理研修の効果的な実施について」を本省局部課及び本省所管各庁あて発出し、倫理研修を実施するに当たって、公務員倫理教本、公務員倫理に関するパンフレット、ビデオなどを活用するとともに人事院が実施した職員アンケートの結果などを踏まえ、周知・啓発、研修の実施方法や内容の見直しを行い、効果的な研修の実施等に努めることとした。また、倫理法・倫理規程セルフチェックシートを用いて公務員倫理に関する知識等の定着状況を確認するなど、実効性のあ</p>	<p>具体的な方策（アンケート調査等）を引き続き検討し、必要に応じて研修内容等の見直しを行いたい。</p> <p><b>【総務省】</b></p> <p>平成21年度の階層別研修（外局を含む。）の結果等を踏まえ、引き続き研修の講義内容等を必要に応じて適宜見直しているところである。</p> <p><b>【法務省】</b></p> <p>左記事務連絡に基づき、例えば、平成21年12月1日から7日までの国家公務員倫理週間において、人事院が作成したパンフレット、ビデオや、倫理法・倫理規程セルフチェックシート等を活用した研修を実施するなど、引き続き効果的な研修の実施等に努めている。</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>る研修を実施することとした。</p> <p><b>【外務省】</b></p> <p>倫理に係る遵守事項の浸透度を踏まえ、テーマを絞り重点的に周知を実施しており、また、研修実施の際には、倫理に係る遵守事項の浸透度を踏まえ、その時々状況に応じ研修方法及び内容を考慮しつつ、対象者別に実施している。今後、セルフチェックシートの活用などにより浸透度の把握に努めていく。</p> <p><b>【財務省】</b></p> <p>倫理に係る遵守事項の浸透度を把握するための具体的な方策を引き続き検討するとともに、それらの結果を踏まえて、周知・啓発、研修の実施方法等について適宜見直してまいりたい。</p> <p><b>【文部科学省】</b></p> <p>平成21年12月の「倫理週間」の時期に合わせて倫理に関する浸透度のアンケート調査等を実施する予定である。</p> <p>アンケート結果を踏まえ、その後周知・啓発を深めるための手法を検討することとしている。</p> <p><b>【厚生労働省】</b></p>	<p>その後の改善措置状況に係る回答</p> <p><b>【外務省】</b></p> <p>研修時のアンケートの実施等により倫理に係る遵守事項の浸透度を踏まえつつ研修を実施していく。また、昨年12月の国家公務員倫理週間に際しては、次官名で全省員宛に、倫理法等の遵守徹底をメールで呼びかけるとともに、省内各課・室及び全在外公館宛に同週間のパンフレット及びポスターを配布した。</p> <p><b>【財務省】</b></p> <p>倫理に係る遵守事項の浸透度を把握するためのセルフチェックシート及びアンケートを実施し、それらの結果を踏まえて、周知・啓発、研修を実施してまいりたい。</p> <p><b>【文部科学省】</b></p> <p>平成21年12月の「倫理週間」中に倫理に関する研修を行うとともに全職員に対して倫理に関するチェックシートを配付し、倫理に係る遵守事項の周知・啓発を行った。</p> <p>今後も引き続き、倫理に関するチェックシートを配付する等、倫理に係る遵守事項の周知・啓発を行うとともに、効果的かつ効率的な研修を実施するための手法の検討を行う。</p> <p><b>【厚生労働省】</b></p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>厚生労働省では、倫理に係る研修時に、チェックシートを用いて理解度を把握したり、倫理法違反事例を重点的に紹介し、その内容分析をして活用しているところである。</p> <p>今後は、研修受講前にチェックシートの配布・回収を行い、その回答状況を分析し、浸透度の低い項目に特に重点を置き、解説を行うこととする。</p> <p><b>【経済産業省】</b></p> <p>今回の勧告を踏まえ、年次別研修等における服務規律研修において、倫理に係る遵守事項の浸透度を把握するため、服務規律一般についての問題集、倫理法・倫理規程セルフチェックシートへの回答結果の回収を実施したところ。年度末にその結果を取りまとめ、必要に応じて、啓発、研修の内容等について見直す予定。</p> <p><b>【国土交通省】</b></p> <p>国土交通省本省については、国家公務員倫理週間において、本省が指定した部局の職員に対してセルフチェックシートを実施、その結果を集計し新年度の研修の講義内容に反映させる予定。</p>	<p>厚生労働省では、倫理に係る研修時に、チェックシートを用いて理解度を把握したり、倫理法違反事例を重点的に紹介し、その内容分析をして活用しているところである。</p> <p>平成21年度の階層別研修（平成21年10月以降実施）においては、研修受講前にチェックシートの配布・回収を行い、その回答状況を分析し、浸透度の低い項目に特に重点を置き、解説を行った。</p> <p><b>【経済産業省】</b></p> <p>今回の勧告を踏まえ、年次別研修等における服務規律研修において、倫理に係る遵守事項の浸透度を把握するため、服務規律一般についての問題集、倫理法・倫理規程セルフチェックシートへの回答結果の回収を実施し、平成22年3月末に結果を取りまとめたところ。当該取りまとめ内容を踏まえ、平成22年度以降に実施する啓発、研修においては、比較的、浸透度の低い分野について重点的に講義を行う等の重点化を図ったところ。</p> <p><b>【国土交通省】</b></p> <p>国土交通省本省においては、平成21年度の国家公務員倫理週間において、本省が指定した部局（内部部局及び地方支分部局）の職員に対してセルフチェックシートを配付・回収し、その結果を以後の研修の講義内容に活用している。今後も、引き</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>気象庁においては、毎年開催している本庁招集会議（管区台長会議12月、総務部長会議10月、総務課長会議6月）において、違反件数・事例をもとにした実態報告、解説、意見交換を行い、遵守事項の浸透度を把握することとしている。遵守事項を更に浸透させるために、すべての研修への倫理関係カリキュラムの組込を徹底した。これらの研修においては、倫理に係る試験、研修報告を取り入れるなど内容の見直しを行っている。最新のセルフチェックシート（平成21年7月27日倫理審査会「倫理制度説明会」配布）は、全職員を対象とした電子掲示板に掲示し、理解度のチェック、意識の高揚を促進し、研修の見直しについては、初めての取り組みとして倫理審査会に講師を依頼（平成21年8月25日「人材育成研修」）するなどしているが、今後はセルフチェックシートの回収も浸透度把握の一方法として、全職員の浸透度を把握した見直しを検討する。</p> <p>海上保安庁では、今後、国家公務員倫理週間に</p>	<p>続き国家公務員倫理週間においてセルフチェックシートを配付・回収し、浸透度を測るとともに結果を活用していく。</p> <p>気象庁においては、職員への浸透度を把握するため、平成22年度の国家公務員倫理週間において、セルフチェックシートを配付・回収する予定である（対象職員の範囲は、平成22年秋頃を目途に決定するべく現在検討中）。</p> <p>海上保安庁では倫理に関する研修において、平</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
<p>② 贈与等報告制度について、</p> <p>i) 贈与等報告書の提出対象となる職員や事務担当者に対し、継続して、報告制度の趣旨や手続を周知徹底し、贈与等報告書の提出漏れの防止に一層努めること。</p>	<p>における倫理研修においては、セルフチェックシートを回収の上、結果を分析し、誤解の多いケース等について、その後の指導に重点を置く等、周知・啓発、研修の必要な見直しを行っていくこととしたい。</p> <p><b>【環境省】</b></p> <p>「国家公務員倫理週間」における取組として行っているセルフチェックシートの結果を集計・分析することにより、当省職員への倫理制度の浸透度や傾向を把握し、それを研修会の実施内容・方法、その他の周知・啓発に反映することとする。</p> <p><b>【内閣府】</b></p> <p>四半期ごとに、各部局に対し報告書の提出依頼を行う際、報告制度の趣旨及び手続について周知を図り、職員に提出漏れがないよう注意喚起を行</p>	<p>成21年11月に国家公務員倫理審査会から配付された「公務員倫理（指導の手引き）」に従って、倫理法等の理解度を自己測定するためにセルフチェックシートを活用している。</p> <p>セルフチェックシートの実施後においては、倫理に係る遵守事項の浸透度（理解度及び認識度）を把握するため、その正誤について挙手等させることによりこれを確認の上、誤解の多いケース等について、特に重点的に解説を行っているほか、研修修了後においては、その結果を踏まえ、周知・啓発及びその後の研修に活用している。</p> <p><b>【環境省】</b></p> <p>「国家公務員倫理週間」における取組として行っているセルフチェックシートの結果を集計・分析することにより、当省職員への倫理制度の浸透度や傾向を把握し、次年度以降の研修会の実施内容・方法、その他の周知・啓発に反映することとする。</p> <p><b>【内閣府】</b></p> <p>引き続き、各部局に対し報告書の提出依頼を行う際、報告制度の趣旨及び手続について周知を図っている。</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
<p>(内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)</p>	<p>っている。</p> <p>まれにではあるが、提出遅延案件があることから、引き続き、部局庶務担当者に対しては会議などを通じて提出漏れがないよう注意喚起し、職員への周知徹底を図る。</p> <p><b>【宮内庁】</b></p> <p>これまでに実施している各部局の事務担当者へのメール送付による周知に加え、今後は秘書課長名での各部局への通知を発出するとともに、庶務係長会議等においても周知することにより、提出漏れの防止に一層努める。</p> <p><b>【公正取引委員会】</b></p> <p>従前を行っている贈与等報告書の提出についての周知、期間中に贈与等を受けた可能性のある職員に対する個別確認、国家公務員倫理週間、各階層別研修等の機会における贈与等報告制度の趣旨及び手続の周知徹底を引き続き実施することとする。</p> <p><b>【国家公安委員会】</b></p> <p>四半期ごとに通達を発出し、職員や事務担当者に対し、継続して贈与等報告書の提出を求め、その趣旨や手続について周知するとともに、事務連絡を発出して注意喚起を行うなどの贈与等報告書</p>	<p>その後の改善措置状況に係る回答</p> <p><b>【宮内庁】</b></p> <p>従前から実施している各部局の事務担当者へのメール送付による周知に加え、平成 21 年度第 3 四半期分から四半期ごとに秘書課長名で各部局への通知を発出している。</p> <p>さらに、庶務係長会議においても重ねて周知することにより、提出漏れの防止に一層努めている。</p> <p><b>【公正取引委員会】</b></p> <p>従前を行っている贈与等報告書の提出についての周知、期間中に贈与等を受けた可能性のある職員に対する個別確認、国家公務員倫理週間、各階層別研修等の機会における贈与等報告制度の趣旨及び手続の周知徹底を引き続き実施している。</p> <p><b>【国家公安委員会】</b></p> <p>引き続き、四半期ごとに通達を発出等し、報告制度の趣旨や手続の周知徹底、提出についての注意喚起等を図っているほか、平成 21 年 12 月の国家公務員倫理週間の実施に併せて啓発ポスター等</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>提出漏れ防止についても引き続き徹底していく。</p> <p><b>【総務省】</b>  贈与等報告の提出に当たっては、各部署の事務担当者を通じ、失念防止を徹底するための注意喚起メールを送付しており、今後も引き続き同様の取組を実施し、贈与等報告書の提出漏れの防止に一層努める。</p> <p><b>【法務省】</b>  平成 21 年 6 月 26 日付け法務省大臣官房人事課法務専門官事務連絡「贈与等報告書の提出について」を本省局部課及び本省所管各庁あて発出し、贈与等報告書の提出対象となる職員や事務担当者に対し、報告制度の趣旨や手続を周知徹底し、引き続き贈与等報告書の提出漏れの防止に努めることとした。</p> <p>公安調査庁においては、贈与等報告書の提出漏れを防止するため、年度初めや四半期ごとの贈与等報告書の提出時期に合わせて、注意を喚起する事務連絡を発出するとともに、根拠法令及び贈与等報告書の記載例を提出対象となる職員や事務担当者に配布し、引き続き贈与等報告書の提出漏れの防止に努めることとした。</p>	<p>を作成・配付して贈与等報告書提出漏れのより一層の防止に努めた。</p> <p><b>【総務省】</b>  贈与等報告の提出に当たっては、各部署の事務担当者を通じ、失念防止を徹底するための注意喚起メールを送付しており、今後も引き続き同様の取組を実施し、贈与等報告書の提出漏れの防止に一層努めている。</p> <p><b>【法務省】</b>  左記事務連絡に基づき、報告制度の趣旨や手続を周知徹底したほか、以後も四半期ごとに周知文書を発出するなど、引き続き、贈与等報告書の提出漏れの防止に努めている。</p> <p>公安調査庁においては、贈与等報告書の提出漏れを防止するため本庁、附属機関及び地方出先機関の倫理事務担当者あてに、四半期ごとに注意喚起文書を発出するとともに、記載例、記載要領及び贈与等報告書に関する Q &amp; A を送付した。</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p><b>【外務省】</b>  贈与等報告書の提出対象となる職員や事務担当者に対し、贈与等報告制度について、毎月最低1回は周知徹底するようにし、同報告書の提出漏れの防止に努めており、今後も引き続き取組を実施していく。</p> <p><b>【財務省】</b>  贈与等報告書の提出対象となる職員や事務担当者に対し、同報告書の提出期限前後に制度の趣旨、手続等を周知しているが、今後も引き続き同報告書の提出漏れの防止に努めてまいりたい。</p> <p><b>【文部科学省】</b>  従来から四半期ごとに前四半期の贈与等報告書の提出期限について省内へ周知メールを発信し、提出遅延が倫理法違反であり、懲戒処分の対象となることを明記する等、提出漏れがないよう注意喚起を行っており、また、省庁内各種会議や倫理研修等の機会を捉えて、報告制度の趣旨や手続を周知徹底している。  今後も、贈与等報告書の提出漏れの防止に一層努める予定である。</p> <p><b>【厚生労働省】</b>  贈与等報告書の提出にあたっては、職員や事務</p>	<p><b>【外務省】</b>  贈与等報告書の提出対象となる職員や事務担当者に対し、贈与等報告制度について、毎月最低1回は周知徹底し、同報告書の提出漏れの防止に努めており、今後も右取組を継続していく。</p> <p><b>【財務省】</b>  贈与等報告書の提出対象となる職員や事務担当者に対し、同報告書の提出期限前後に改めて制度の趣旨、手続等を周知しているが、今後も引き続き同報告書の提出漏れの防止に努めてまいりたい。</p> <p><b>【文部科学省】</b>  引き続き、左記のような取組により、報告制度の趣旨や手続等の周知徹底を行い、贈与等報告書の提出漏れの防止に努めている。</p> <p><b>【厚生労働省】</b>  贈与等報告書の提出にあたっては、職員や事務</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>担当者に対し、四半期ごとの贈与等報告書の提出時期に注意喚起をし、提出漏れのないよう徹底を図っている。</p> <p>この他、研修等において贈与等報告など倫理法の制度全般の内容について周知を行っているところであり、今後とも制度の趣旨や手続の内容について、周知徹底を図ってまいりたい。</p> <p><b>【農林水産省】</b></p> <p>従来から4月、7月、10月及び1月の上旬に各局庁担当者に対し、省内職員掲示板に提出期日等の注意喚起を掲示した旨連絡し、各局庁担当者から職員に対して提出期日等の徹底を行っている。</p> <p>また、平成21年2月には、省内掲示板において、①贈与等報告書を提出しないと倫理法違反となることを徹底、②提出遅延の先例を提示し対処方法の周知を行った。</p> <p>さらに、農林水産省職員倫理啓発週間及び国家公務員倫理週間における職場研修並びに農林水産研修所で実施している各階層研修における「公務員倫理」の講義において、贈与等報告の制度の趣</p>	<p>担当者に対し、四半期ごとの贈与等報告書の提出時期に注意喚起し、提出漏れのないよう徹底を図っている。</p> <p>また、平成22年4月1日から贈与等報告書の提出対象を全職員に拡大し、報告制度の趣旨や手続を周知徹底するなど、より一層、職員の倫理保持を高めるための措置を講じたところである。</p> <p>この他、研修等において贈与等報告など倫理法の制度全般の内容について周知を行っているところであり、今後とも制度の趣旨や手続の内容について、周知徹底を図ってまいりたい。</p> <p><b>【農林水産省】</b></p> <p>引き続き、左記と同様の取組を実施しており、贈与等報告書の提出漏れの防止に努めている。</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>旨や手続について説明している。</p> <p>今後も引き続き同様の取組を実施し、贈与等報告書の提出漏れの防止に努める。</p> <p><b>【経済産業省】</b></p> <p>各部局で贈与等報告書の取りまとめを行う人事担当者の会議や年次別研修、省内メール等において、報告制度の趣旨及び手続について周知徹底を図り、提出漏れの防止に努めているところ。今後も同様の取組を引き続き実施。</p> <p><b>【国土交通省】</b></p> <p>国土交通省本省においては、現在も四半期ごとにメールにて提出依頼を周知しているが、イントラネットにも掲載するなど、提出漏れの無いように引き続き周知徹底を図っていく。</p> <p>海上保安庁においては、贈与等報告書の提出については、各四半期ごとに全職員に周知を行っているところであるが、これに加えて、贈与等報告書にかかる制度を職員に十分に理解させるため、現在、留意事項等について参考資料を作成中であり、これを配布の上、提出漏れの防止に努めていくこととしている。</p>	<p>その後の改善措置状況に係る回答</p> <p><b>【経済産業省】</b></p> <p>引き続き、各部局で贈与等報告書の取りまとめを行う人事担当者の会議や年次別研修、省内メール等において、報告制度の趣旨及び手続について周知徹底を図り、提出漏れの防止に努めた。今後も同様の取組を引き続き実施。</p> <p><b>【国土交通省】</b></p> <p>国土交通省本省においては、引き続き従前より行っているメールでの提出依頼を行うとともに、イントラネットに国家公務員倫理審査会をホームページにリンクさせるなどして周知徹底を図っている。</p> <p>海上保安庁においては、贈与等報告書の提出については、各四半期ごとに全職員に周知を行っているところであるが、その際、贈与等報告書に係る制度を職員に十分に理解させるため、平成 21 年 10 月に「贈与等報告書の提出に係る留意事項」を作成し、配付したところであり、これにより提出漏れの防止に努めている。</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
<p>ii) 贈与等報告書の閲覧体制を整備するとともに、贈与等報告書の閲覧場所や閲覧時間などの必要な事項について、ホームページに掲載するなどにより周知を図ること。(内閣府、公正取引委員会、金融庁、</p>	<p><b>【環境省】</b>  贈与等報告書の提出漏れの防止について、環境省倫理監督官通知「国家公務員倫理法に基づく贈与等の報告の徹底について(平成21年6月29日)」を発出し、職員に改めて徹底したが、引き続き、報告時期ごとに職員ポータルサイトで職員に対する周知を行う。また、年1回程度の開催を予定している研修会においても、報告制度について取り上げるなど、引き続き周知徹底に努める。</p> <p><b>【防衛省】</b>  贈与等報告書の提出については、これまでも各機関等に対し、提出時期ごとに注意喚起を行っているところであるが、勸告の趣旨も踏まえ、「国の行政機関の法令等遵守態勢に関する調査の結果(勸告)について」(平成21年4月10日付け防官企第4857号事務次官通達)を発出し、更なる提出漏れ防止を周知徹底するよう注意を促すなど、引き続き、報告書の提出漏れの防止に一層努める。</p> <p><b>【内閣府】</b>  閲覧場所等のホームページへの掲載などについて、今後、人事院や他省庁の例を参考に検討する。</p> <p><b>【公正取引委員会】</b>  贈与等報告書の閲覧場所、閲覧時間等の必要な</p>	<p><b>【環境省】</b>  報告時期ごとに職員ポータルサイトを活用し、職員に対する周知を行うとともに、年1回程度開催する研修会においても、引き続き周知徹底に努める。</p> <p><b>【防衛省】</b>  贈与等報告書の提出については、これまでと同様、各機関等に対し、提出時期ごとに提出漏れ防止を周知徹底するよう注意を促すなど、引き続き、報告書の提出漏れの防止に一層努める。</p> <p><b>【内閣府】</b>  閲覧場所等のホームページへの掲載などについて、今後、人事院や他省庁の例を参考に検討する。</p> <p><b>【公正取引委員会】</b>  贈与等報告書の閲覧場所、閲覧時間等の必要な</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
<p>総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)</p>	<p>事項について、ホームページに掲載することとする（今年度中に実施予定。）。</p> <p><b>【金融庁】</b></p> <p>「金融庁の贈与等報告書閲覧手続きについて」（平成13年1月16日倫理監督官決定）に基づき対応しているところであるが、閲覧希望者の利便のため、閲覧場所や閲覧時間等について平成21年中にホームページに掲載することとしたい。</p> <p><b>【総務省】</b></p> <p>閲覧場所や閲覧時間等についてホームページに掲載するなどにより周知を図る方向で検討中。</p> <p><b>【法務省】</b></p> <p>必要な事項について、本年4月から法務省ホームページに掲載済みである。</p> <p><b>【財務省】</b></p> <p>贈与等報告書の閲覧については、現在、閲覧窓口を設け適切に対応しているところであるが、今回の勧告を踏まえ、その周知方法について検討してまいりたい。</p>	<p>事項について、ホームページに掲載した（平成22年1月）。</p> <p><b>【金融庁】</b></p> <p>閲覧希望者の利便のため、閲覧場所や閲覧時間等についてホームページに掲載した（平成21年12月1日）。</p> <p><b>【総務省】</b></p> <p>閲覧場所や閲覧時間等について、総務本省においては平成21年12月に、消防庁においては22年5月に、それぞれホームページに掲載し、周知を図った。公害等調整委員会においては平成22年6月にホームページに掲載し、周知を図る予定である。</p> <p><b>【法務省】</b></p> <p>引き続き必要な事項を法務省ホームページに掲載し、贈与等報告書の閲覧場所や閲覧時間などについての周知を図っている。</p> <p><b>【財務省】</b></p> <p>贈与等報告書の閲覧については、現在、閲覧窓口を設け適切に対応しているところであるが、今回の勧告を受け、ホームページに閲覧場所等の必要事項について今年度中を目途に掲載を行う予定</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p><b>【文部科学省】</b> 贈与等報告書の閲覧場所・時間について、文部科学省及び文化庁ホームページへの掲載を検討中である。</p> <p><b>【厚生労働省】</b> 「厚生労働省贈与等報告書閲覧要領」、「社会保険庁贈与等報告書閲覧要領」を定め、これにより職員に対して周知した。 厚生労働省においては、ホームページに閲覧場所や時間等について掲載した。</p> <p>社会保険庁及び中央労働委員会においては平成21年中にそれぞれ掲載する予定。</p> <p><b>【経済産業省】</b> 贈与等報告書の閲覧場所及び閲覧時間について、平成21年度中を目途にホームページに掲載する予定。</p> <p><b>【国土交通省】</b> 国土交通省本省においては、閲覧方法については、平成21年6月30日からホームページに掲載している。</p>	<p>である。</p> <p><b>【文部科学省】</b> 贈与等報告書の閲覧場所・時間等について、年度内を目途に文部科学省及び文化庁ホームページに掲載する予定である。</p> <p><b>【厚生労働省】</b> 引き続き厚生労働省のホームページに閲覧場所や時間等について掲載し、周知を図っている。 中央労働委員会についても、平成21年12月にホームページに掲載した。</p> <p>社会保険庁については、平成21年12月31日をもって廃止された。</p> <p><b>【経済産業省】</b> 贈与等報告書の閲覧場所及び閲覧できる曜日・時間等について、平成22年6月中に当省ホームページに掲載し、周知を図る予定。</p> <p><b>【国土交通省】</b> 左記のとおり措置済みである。</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
<p>③ 倫理の保持のための内部通報制度について、</p> <p>i) 内部通報窓口を設置していない機関にあつては、ii) の内容も踏まえ、内部通報制度を整備すること。(法務省、文部科学省)</p>	<p>気象庁においては、本庁人事課において全国分を保管しており、閲覧可能な時期に到達した報告書を速やかに提示できるよう個別ファイルに綴り、通常の文書閲覧手続と同様の手続、場所により閲覧できる体制とした。更に、贈与等報告書の閲覧場所や閲覧時間などについては、平成 21 年 7 月 23 日から当庁ホームページに掲載し、周知を図っている。</p> <p>海上保安庁においては、閲覧場所や閲覧時間などの必要な事項について、ホームページに平成 21 年 9 月 11 日から掲載している。</p> <p><b>【法務省】</b> 公安審査委員会においては、今年中を目途に、法務本省等を参考にして内部通報制度を整備することを予定している。</p> <p><b>【文部科学省】</b> 文化庁において「文化庁内部公益通報処理要綱」</p>	<p>左記のとおり措置済みである。</p> <p>左記のとおり措置済みである。</p> <p><b>【法務省】</b> 公安審査委員会においては、「公安審査委員会公益通報事務処理要領について」(平成 21 年 12 月 21 日付け公安審第 94 号公安審査委員会委員長通達)を発出し、内部通報制度を整備した。 また、本年 2 月、弁護士による外部窓口についても設置済みである。</p> <p><b>【文部科学省】</b> 文化庁においては、平成 21 年 4 月に内部通報制</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
<p>ii) 内部通報窓口を設置している機関にあつては、①電話・面談による通報を認め、これらを含む通報手段について、⑩匿名による通報を受け付けることについて、それぞれ規程に明示し、職員に周知すること。また、倫理監督官に対し、通報内容及び処理結果を報告する仕組みを規程上明確にすること。(内閣府、宮内庁、国家公安委員会、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)</p>	<p>及び「文化庁内部公益通報処理要領」を整備し、平成 21 年 4 月より実施している。</p> <p>なお、倫理に関する通報については、倫理監督官へ通報内容及び処理結果を報告する仕組みの明確化について検討中である。</p> <p><b>【内閣府】</b> 内部通報の受け皿として、「法令遵守対応室」の窓口があり、倫理に関する情報も受け付けている。当該窓口は、倫理専用として設けられたものではないため、倫理審査会からの要請内容に合致していない部分もあることから、別途、倫理専用の通報窓口の設置について、通報手段・方法や倫理監督官への報告等に関する規定の整備を含め検討する。</p> <p><b>【宮内庁】</b> 左記の勸告内容に従い、通報手段、匿名による通報を受け付けることなどを規程に明示する予定であるが、現在、どのように盛り込むべきか、検討中であり、その結果を踏まえて、当庁における内部通報制度に関する規程である「宮内庁における公益通報の適切な処理に関する内規（平成 18 年</p>	<p>度を整備済みである。</p> <p>なお、倫理に関する通報が寄せられた際に、倫理監督官へ通報内容等を報告する仕組みを規程上明確化することについては、通報内容の信ぴょう性が疑われるような場合の対応方法について、他府省の取組を参考にするなどにより、明確化するための手法を引き続き検討している。</p> <p><b>【内閣府】</b> 内部通報の受け皿として、「法令遵守対応室」の窓口があり、倫理に関する情報も受け付けている。当該窓口は、倫理専用として設けられたものではないため、倫理審査会からの要請内容に合致していない部分もあることから、別途、倫理専用の通報窓口の設置について、通報手段・方法や倫理監督官への報告等に関する規定の整備を含め検討する。</p> <p><b>【宮内庁】</b> 当庁における内部通報制度に関する規程である「宮内庁における公益通報の適切な処理に関する内規（平成 18 年 3 月 31 日宮内庁長官決裁）」及び「宮内庁公益通報処理要領（平成 18 年 3 月 31 日長官官房秘書課長決裁）」について、通報手段及び匿名による通報を受け付けることなどを明示する</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>3月31日宮内庁長官決裁)」及び「宮内庁公益通報処理要領（平成18年3月31日長官官房秘書課長決裁）を改正する予定である。</p> <p>また、改正後の規程について職員情報ボードにおいて職員に周知することを予定している。なお、実施については、平成22年度からを予定している。</p> <p><b>【国家公安委員会】</b></p> <p>通報手段については、「内部通報・相談窓口の設置等について」（平成18年3月31日付け長官官房人事課長通知）により制度発足当初から、「専用電話及び専用メールアドレスにおいて受け付けるほか、口頭又は書面により受け付ける。」旨周知するとともに、イントラネットでも周知しており、また、内部通報処理要綱において、内部通報に関連する情報を国民等から寄せられた場合にも広く受け付けて誠実に処理する旨定めていたが、さらに、平成21年9月、同要綱を改正し、電話・面談による通報を含む通報手段について、及び匿名による通報を受け付けることについて、それぞれ明示した。</p> <p><b>【金融庁】</b></p> <p>現在の規程「金融庁の法令等遵守の推進に関する規則（平成18年3月31日金融庁訓令第11号）」において、電話・面談による通報手段や匿名によ</p>	<p>ための改正を平成22年度中に行うべく、引き続き検討している。</p> <p>また、改正後の規程については、各部局に通知するとともに職員情報ボードにおいて各職員に周知することとしている。</p> <p><b>【国家公安委員会】</b></p> <p>電話・面談による通報を含む通報手段及び匿名による通報を受け付けることについて、「内部通報・相談窓口等の周知について」（平成21年9月29日付け長官官房人事課長通知）により職員に周知したほか、以後もイントラネットにより継続して周知しているところである。</p> <p><b>【金融庁】</b></p> <p>電話・面談による通報手段及び匿名による通報を認めることについて、平成22年中に規程を見直すこととしたい。</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>る通報受付を明示することについて検討していきたい。</p> <p>また、通報内容及び処理結果については、倫理監督官である金融庁長官に報告することとしている。</p> <p><b>【総務省】</b></p> <p>①電話、面談、匿名等による通報受付、②通報内容・処理結果の報告について、「総務省職員等からの通報等に関する訓令」（平成18年3月30日総務省訓令第14号）において、明示する方向で検討中。</p> <p><b>【法務省】</b></p> <p>平成21年10月2日付け法務省秘総第997号事務次官通達「法務本省公益通報事務処理要領の改正について」を発出の上、国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程に違反する行為に係る内部通報については、電話又は面談による通報を受け付けることができるようにするとともに、匿名による通報があった場合には、情報提供として受け付けるなど、可能な限り、同要領に定める手続に準じて取り扱うものとした。</p> <p>また、内部通報等のうち国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程に関する法令違反行為であると認められる場合は、通報内容及び処理結果を倫</p>	<p>【総務省】</p> <p>①電話、面談、匿名等による通報受付、②通報内容・処理結果の報告について、「総務省についての法令違反行為等に関する通報の処理等に関する訓令」（平成22年3月17日総務省訓令第4号）を制定し、明示した。</p> <p><b>【法務省】</b></p> <p>左記通達で定めた事務処理要領に従い、国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程に違反する行為に係る内部通報について、電話又は面談による通報を受け付ける措置及び、匿名による通報があった場合には、情報提供として受け付ける措置等を講じており、今後も継続的に実施する。</p> <p>また、内部通報等のうち国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程に関する法令違反行為であると認められる場合の倫理監督官への報告措置についても同要領により引き続き実施している。</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>理監督官へ報告することとした。</p> <p>公安調査庁においては、電話・面談による通報及び匿名による通報を受け付けることができるようにし、また、内部通報等のうち国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程に関する法令違反行為が認められる場合は倫理監督官へ報告するよう、公安調査庁公益通報事務処理要領（平成 18 年 3 月 15 日付け公調総発第 164 号次長依命通達）を改正すべく作業中である。</p> <p><b>【外務省】</b></p> <p>平成 21 年 7 月、「公益通報者保護法に基づく公益通報に係る事務処理要綱（内部の職員からの通報）」（以下、「規程」）を改訂し、電話・面談を含め電子メール、書簡等多様な手段での通報及び匿名での通報を受け付けることを規程に明示し、職員に通知した。</p> <p>また、倫理監督官に対し、通報内容及び処理結</p>	<p>その後の改善措置状況に係る回答</p> <p>公安調査庁においては、「公安調査庁公益通報事務処理要綱の一部改正について」（平成 22 年 3 月 26 日付け公調総発第 264 号次長依命通達）を发出の上、国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程に違反する行為に係る内部通報については、電話・面談による通報及び匿名による通報を受け付けることができるようにするとともに、匿名による通報があった場合には、情報提供として受け付けるなど、可能な限り、同要綱に定める手続に準じて取り扱うものとした。</p> <p>また、内部通報等のうち国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程に関する法令違反行為であると認められる場合は、通報内容及び処理結果を倫理監督官へ報告することとした。</p> <p><b>【外務省】</b></p> <p>左記のとおり措置済みである。</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>果を報告する仕組みを規程上明確にした。</p> <p><b>【財務省】</b>  これまで内部通報制度における通報手段を限定しておらず、匿名による通報についても適切に対応しているところであるが、今回の勸告を踏まえ、平成21年度中に規程を整備することを予定している。</p> <p>また、倫理監督官に対し、通報内容等を報告する仕組みについても、平成21年度中に規程を整備することを予定している。</p> <p><b>【文部科学省】</b>  内部通報窓口の規程において、倫理に関する通報については、倫理監督官へ通報内容及び処理結果を報告する仕組みの明確化について検討中である。</p> <p><b>【厚生労働省】</b>  厚生労働省においては、「厚生労働省における内部の職員等からの法令違反行為に関する通報に対する事務手続に関する訓令」を改正（平成21年4月1日から施行）し、通報手段に面談を規定化、また、「厚生労働省における内部の職員等からの法</p>	<p>その後の改善措置状況に係る回答</p> <p><b>【財務省】</b>  通報手段及び匿名の通報についても情報提供として取り扱うことについて、今年度中を目途に規程に明示し、関係機関に通知するとともに、パブリックフォルダに掲載することを予定している。</p> <p>また、倫理監督官に対し、通報内容等を報告する仕組みについても、今年度中を目途に規程上明確にすることを予定している。</p> <p><b>【文部科学省】</b>  倫理に関する通報が寄せられた際に、倫理監督官へ通報内容等を報告する仕組みを規程上明確化することについては、通報内容の信ぴょう性が疑われるような場合の対応方法について、他府省の取組を参考にするなどにより、明確化するための手法を引き続き検討している。</p> <p><b>【厚生労働省】</b>  厚生労働省においては、左記のとおり、措置済みである。</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>令違反行為に関する通報に対する事務手続に関する訓令の運用等について」を改正（平成21年4月1日から施行）し、倫理監督官への報告も規定化した。</p> <p>社会保険庁においては、内部通報窓口における電話・面談による通報の実施については、現在、社会保険庁法令遵守委員会で処理しているところであるが、通報手段について、今後、電話・面談による通報も含めるよう、「社会保険庁法令遵守委員会運営要領」を改正するよう検討してまいりたい。また、倫理の保持に関する通報内容及び処理結果については、倫理監督官に報告する旨、「社会保険庁法令遵守委員会運営要領」を改正することを検討してまいりたい。</p> <p><b>【農林水産省】</b></p> <p>「農林水産省公益通報に関するガイドライン（農林水産省職員からの通報）」（平成18年3月31日付け大臣官房秘書課長、林野庁林政部林政課長、水産庁漁政部漁政課長通知）を廃止し、「農林水産省職員内部通報処理要領」（平成21年4月30日付け農林水産事務次官依命通知）を制定した。</p> <p>「農林水産省職員内部通報処理要領」において、①電話・面談による通報を認め、これを含む通報</p>	<p>社会保険庁については、平成21年12月31日をもって廃止された。</p> <p><b>【農林水産省】</b></p> <p>左記のとおり措置済みである。</p>

勧告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>手段について、②匿名による通報を受け付けることについて規定するとともに、省内掲示板等により職員に周知を行った。</p> <p>また、倫理監督官に対し、通報内容及び処理結果を報告する仕組みについても同要領に規定した。</p> <p><b>【経済産業省】</b></p> <p>今回の勧告を踏まえ、匿名による通報を情報提供として受け付けること、倫理監督官に対し、通報内容及び処理結果を報告する仕組みを規程上明確にするため、平成 21 年度中を目途に「経済産業省における内部の職員等からの公益通報の処理手続に関する訓令」を改正予定。</p> <p><b>【国土交通省】</b></p> <p>「国土交通省の公益通報に係る事務処理要領（平成 18 年 4 月 1 日国総政第 1—2 号）」において、電話・面談による通報手段を明示、倫理監督官への通報内容、処理結果の報告を明示することについては検討中。</p> <p>気象庁においては、電話・面談による通報手段については、既に規程に明示しており、倫理監督官への報告について、「気象庁職員公益通報処理要領」を改正し、規定上明確にした。なお、規定</p>	<p>その後の改善措置状況に係る回答</p> <p><b>【経済産業省】</b></p> <p>今回の勧告を踏まえ、匿名による通報を情報提供として受け付けること、倫理監督官に対し、通報内容及び処理結果を報告する仕組みを規程上明確にするため、「経済産業省における内部の職員等からの公益通報の処理手続に関する訓令」改正案を作成。平成 22 年 7 月を目途に改正予定。</p> <p><b>【国土交通省】</b></p> <p>国土交通省本省においては、電話・面談による通報手段及び倫理監督官に対し、通報内容及び処理結果を報告する仕組みを平成 22 年度内を目途に規程上明示する方向で調整中。</p> <p>気象庁においては、左記のとおり措置済みである。</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>上、通報の受付に「気象庁総務部人事課は、通報の内容が国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程に違反しているものと推察される場合、匿名での通報も受け付けるものとし、その内容について速やかに関係官に伝達の上、気象庁倫理監督官へ報告する」ことを加えることで明示し、職員に周知した。</p> <p>海上保安庁においては、平成 21 年 3 月 27 日付け「海上保安庁職員等公益通報処理要領実施細則」を制定し、通報手段（郵便、電子メール、来訪）について規定するとともに、通報者の氏名が明らかでない場合の取扱いについて規定した。なお、電話及びファクシミリの受付手段については、通報の秘匿性の確保が困難な勤務環境のため、設置方法について検討中。</p> <p>また、通報内容及び処理結果の倫理監督官への報告に係る規定化については、倫理監督官に通知する規定を設ける方向で検討している。</p> <p><b>【環境省】</b></p> <p>「環境省職員等からの通報等の処理要領」について、匿名による通報を受け付けることについては既に明示しているところ、明示がされていない内部通報の手段として電話・面談もあることの明</p>	<p>海上保安庁においては、通報手段等の規定の明示については、左記のとおり改善措置済みである。</p> <p>また、平成 22 年 3 月に「海上保安庁職員等公益通報処理要領実施細則」を改正し、i) ファックスによる通報ができること、ii) 国家公務員倫理法及び同規程に違反しているあるいは違反していると推察される場合は、速やかに倫理監督官に報告すること、匿名の通報であっても受け付けること、処理結果を倫理監督官に報告することを加えた。</p> <p><b>【環境省】</b></p> <p>「環境省職員等からの通報等の処理要領」（平成 18 年 8 月 30 日付け秘書課長決定）を改正し、内部通報の手段として電話・面談もあること及び倫理監督官に対し処理結果を報告する仕組みを明確に</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
<p>(2) セクハラ防止等の推進</p> <p>関係府省は、セクハラ防止を推進し、発生したセクハラ事案等に適切に対応する観点</p>	<p>示及び倫理監督官に対し、処理結果の報告に係る改正を平成 22 年度から施行予定。</p> <p><b>【防衛省】</b></p> <p>勸告の趣旨も踏まえ、電話・面談による通報の受付、匿名による通報の取扱い及び倫理監督官に対する通報内容及び処理結果の報告の仕組みについて、規定に盛り込む方向で、現在、検討しているところである。</p>	<p>した（平成 22 年 5 月 1 日施行）。</p> <p><b>【防衛省】</b></p> <p>平成 22 年 5 月 24 日に「防衛省における公益通報の処理及び公益通報者の保護に関する訓令」（平成 18 年防衛庁訓令第 49 号）及び「防衛省における公益通報の処理及び公益通報者の保護に関する訓令の実施について」（平成 18 年 3 月 29 日付け官文第 3087 号大臣官房長通知）を改正し、自衛隊員倫理法若しくは自衛隊員倫理規程又は国家公務員倫理法若しくは国家公務員倫理規程に違反する行為（これらの法令に違反するおそれがある場合を含む。）に係る通報については、電話・面談によって行うことができるようにするとともに、通報の内容を倫理監督官に通知することとし、また、匿名による通報については、通報対象事実があると信ずるに足りる相当な根拠を示して行われるものに限りに、これを情報提供として受け付け、その内容に係る事務を所掌する課等に連絡することとし、それぞれ規程に明示した。</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
<p>から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① セクハラに関する基本的な事項について理解させるため、新たに採用した常勤職員に対して研修を実施すること。(厚生労働省)</p> <p>また、非常勤職員に対しても新規採用時に研修等を行うこと。(内閣府、宮内庁、公正取引委員会、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省)</p>	<p><b>【厚生労働省】</b>  社会保険庁においては、新たに職員となった者への研修の実施を徹底するよう、「職員の服務・倫理の保持、セクシュアル・ハラスメントの防止等に係る周知徹底について」(平成21年4月20日付け事務連絡)により、本庁各課、社会保険大学校、社会保険業務センター及び地方社会保険事務局に対して指示しており、本庁(業務センター等を含む。)で平成21年5月1日以降に採用された20人の職員に対して、採用日において研修を実施している。</p> <p><b>【内閣府】</b>  人事院が作成するセクハラに関するパンフレットの配布や相談員・相談窓口の周知を採用時に行うことを検討する。</p> <p><b>【宮内庁】</b>  平成22年度から、非常勤職員の新規採用時には、人事院作成のパンフレット「セクシュアル・ハラスメントのない職場にするために(一般職員用)」を配布するとともに、当庁における新規採用職員研修等におけるセクハラ防止に関する研修に参加させることを検討中である。</p>	<p><b>【厚生労働省】</b>  社会保険庁については、平成21年12月31日をもって廃止された。</p> <p><b>【内閣府】</b>  人事院が作成するセクハラに関するパンフレットの配布や相談員・相談窓口の周知を採用時に行うことを検討する。</p> <p><b>【宮内庁】</b>  平成22年度から、新規採用された非常勤職員に対し、人事院作成のパンフレット「セクシュアル・ハラスメントのない職場にするために(一般職員用)」を配布するとともに、当庁の新規採用職員の研修におけるセクハラ防止に関する研修に参加させている。</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>また、遠隔地等により研修に参加させることが困難な者については、セクハラ防止に関するビデオ等を視聴させるなど、研修に代わる措置を図る予定である。</p> <p><b>【公正取引委員会】</b></p> <p>非常勤職員に対し、新規採用時に、パンレットの配布等によりセクハラに関する基本的な事項を理解させることとする（新規採用者に対して随時実施予定。）。</p> <p><b>【金融庁】</b></p> <p>新規採用時にセクハラ防止に係る資料を配布し周知している（平成 21 年 4 月 20 日以降に採用された非常勤職員 10 名全員に実施済）。</p> <p><b>【総務省】</b></p> <p>総務本省では、本年 4 月から各部局に人事院作成のパンフレットを配布し、各部局において非常勤職員の採用時に当該パンフレットを用いてセクハラ防止に関する基本的事項を説明するよう求めており、これを受けて各部局において対応している。</p> <p>公害等調整委員会においては、本年 4 月に新規採用者（1 人）に対し、勤務条件とともに人事院作成のリーフレットにより、セクハラ防止に関す</p>	<p>また、勤務場所が遠隔地であること等の理由により研修に参加させることが困難な職員については、セクハラ防止に関するビデオを視聴させるなどしている。</p> <p><b>【公正取引委員会】</b></p> <p>平成 22 年 4 月以降、非常勤職員に対し、新規採用時に、資料の配布等によりセクハラに関する基本的な事項を理解させている（平成 22 年 4 月以降に採用された非常勤職員 9 人に実施済）。</p> <p><b>【金融庁】</b></p> <p>引き続き、新規採用時にセクハラ防止に係る資料を配布し周知している（平成 21 年 10 月以降に採用された非常勤職員 23 名全員に実施済）。</p> <p><b>【総務省】</b></p> <p>総務本省では、引き続き、各部局に人事院作成のパンフレットを配布し、各部局において非常勤職員の採用時に当該パンフレットを用いてセクハラ防止に関する基本的事項を説明するよう求めており、これを受けて各部局において対応している。</p> <p>公害等調整委員会においては、平成 22 年 4 月に新規採用者（2 人）に対し、勤務条件とともに人事院作成のリーフレットにより、セクハラ防止に</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>る説明を行った。</p> <p>消防庁においては、各課室の庶務担当者及び新規採用者（4人）を含む非常勤職員に対し、年度初めに説明会（平成21年4月17日実施）を実施し、セクハラ防止に関する関係規定、人事院配布のパンフレットを配布した。</p> <p><b>【法務省】</b></p> <p>平成21年7月30日付け法務省大臣官房人事課法務専門官事務連絡「セクシュアル・ハラスメントの防止対策等の推進について」を本省局部課及び本省所管各庁あて発出し、非常勤職員に対しても採用時に必要な研修を実施することとし、同時に研修に使用するパンフレットを配布した。</p> <p><b>【外務省】</b></p> <p>勸告を踏まえ、非常勤職員の新規採用時に人事院のパンフレットの配布と併せ、省内の相談員の氏名等を周知することとした。新規採用時の研修については、本年秋から実施すべく現在準備中である。</p> <p><b>【財務省】</b></p> <p>今回の勸告を踏まえ、各部局の担当者より、新規採用時に制度説明を行うなどの対応を検討し、平成21年度中の実施を予定している。</p>	<p>関する説明を行った。</p> <p>消防庁では、各課室の庶務担当者及び新規採用者（21人）を含む非常勤職員に対し、年度初めに説明会（平成22年4月13日実施）を実施し、セクハラ防止に関する関係規定、人事院配布のパンフレットを配布した。</p> <p><b>【法務省】</b></p> <p>左記事務連絡に基づき、新規採用の非常勤職員に対しても、パンフレットを配布した上で、必要な研修等を適切に実施している。</p> <p><b>【外務省】</b></p> <p>非常勤職員等については、新規採用時に省内の相談員の氏名等も追加した人事院のパンフレットを配布するとともに、平成21年10月には、新規に採用された非常勤職員等を対象として「セクハラ防止の研修」を実施した。</p> <p><b>【財務省】</b></p> <p>非常勤職員の新規採用時にセクハラ防止に係る資料を配布し、制度を周知するよう関係機関に通知（平成22年3月26日付け事務連絡）した。</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p><b>【文部科学省】</b> 平成21年7月に非常勤職員に対して研修会を開催した。</p> <p>今後もセクハラに関する研修に非常勤職員も積極的に参加できるよう体制の整備を行うとともに、新規採用された非常勤職員にパンフレットの配布等を行い周知する。</p> <p><b>【厚生労働省】</b> 厚生労働省では、採用時において、サービス、倫理、セクハラ防止等に係る研修等の実施を徹底するため、各内部部局、社会保険庁及び中央労働委員会の人事管理担当者に対し、周知した（平成21年8月）。</p> <p>社会保険庁においては、非常勤職員に対する新規採用時の研修等（研修のほかパンフレットの配布等）の実施を徹底するよう、「職員のサービス・倫理の保持、セクシュアル・ハラスメントの防止等に係る周知徹底について」（平成21年4月20日付け事務連絡）により、本庁内各課、社会保険大学校、社会保険業務センター及び地方社会保険事務局に対して指示しており、本庁（業務センター等を含む。）で平成21年4月21日以降に採用された37人の職員に対して採用日において、パンフレット</p>	<p><b>【文部科学省】</b> 平成22年7月に非常勤職員に対して研修会を開催する予定である。</p> <p>今後も引き続き、研修に非常勤職員も積極的に参加できるよう体制を整備するとともに、新規採用時のパンフレット配付等により周知を行っている。</p> <p><b>【厚生労働省】</b> 厚生労働省では、採用時において、サービス、倫理、セクハラ防止等に係る研修等の実施を徹底するため、各内部部局、社会保険庁及び中央労働委員会の人事管理担当者に対し、周知した（平成21年8月）。</p> <p>社会保険庁については、平成21年12月31日をもって廃止された。</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>の配布を行っている。</p> <p><b>【農林水産省】</b></p> <p>平成21年度に新規採用を行った非常勤職員及び既に在職している非常勤職員合計869人に対し、平成21年4月から同年8月の間において、研修等を行うとともに、苦情相談体制についても周知を行った。</p> <p><b>【国土交通省】</b></p> <p>国土交通省本省においては、セクハラ防止についての資料（人事院作成のリーフレット）を配布する。今後、非常勤職員の採用時に適宜行っていくこととする。</p> <p>気象庁においては、非常勤職員に対しては、個々の採用時にセクハラ防止に係る説明を各部課（地方においては各官署）の監督者が行うよう徹底した。説明には、主な規定、リーフレットなどの資料を渡すほか、セクハラに係る規程類、関係資料、管理者、通報窓口などを掲載した当庁イントラホームページを活用している。なお、説明に係る周知については、本庁招集総務課長会議（6月）において口頭周知。説明については、平成21年4月8人（すべて派遣契約職員）、同年5月1人（派遣契約職員）、同年6月1人（派遣契約職員）、同年7</p>	<p>【農林水産省】</p> <p>平成21年10月以降、新たに採用になった非常勤職員554人に対し、平成21年10月から平成22年5月の間において、研修等を行うとともに、苦情相談体制についても周知を行った。</p> <p><b>【国土交通省】</b></p> <p>国土交通省本省においては、セクハラ防止についての資料（人事院作成のリーフレット）を配布しており、今後も非常勤職員の採用時に適宜行っていくこととする。</p> <p>気象庁においては、本庁招集会議（平成21年10月総務部長会議）説明事項として、非常勤職員採用時には各監督者がセクハラ防止に関する説明及び資料配付を行うよう再周知を行った。採用時の説明は、平成21年12月1人（派遣契約職員）、平成22年4月11人（派遣契約職員）に行った。</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
<p>さらに、監督者の範囲を明確に規定するとともに、新たに監督者となった職員に対して研修を実施すること。(内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、金融庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)</p>	<p>月1人(派遣契約職員)に行った。</p> <p><b>【環境省】</b> セクハラ防止等に関する規程の非常勤職員に対する周知について、採用時に新規採用職員研修で使用している資料を配布する等の方法を検討する。</p> <p><b>【内閣府】</b> 新任「管理職」研修(新任府令職(監督者)を対象)を今年度から実施(10月以降実施予定)し、セクハラ防止等に関しその求められる役割について理解を深めることとしている。</p> <p><b>【宮内庁】</b> 平成22年度からの実施に向けて、セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する内規(平成11年3月26日宮内庁長官決裁)について、他府省の例を参考として、監督者の範囲(課長相当以上又は係長以上を想定)を明確に規定することを予定している。</p> <p>また、平成22年度から、新たに監督者になった職員に対しては、係長研修におけるセクハラ防止に関する研修に参加させることを予定している。</p> <p><b>【公正取引委員会】</b> セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する</p>	<p>その後の改善措置状況に係る回答</p> <p><b>【環境省】</b> 平成22年5月、セクハラ防止等に関する規程を非常勤職員に配布し、あわせて職員ポータルサイトを活用して周知を図った。今後も、採用時に資料を配布する等の方法により周知する。</p> <p><b>【内閣府】</b> 平成21年度の新任管理職研修(平成22年3月8日実施)において、セクハラ防止等に関し、管理者として求められる役割等について、理解を深めた。</p> <p><b>【宮内庁】</b> セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する内規(平成11年3月26日宮内庁長官決裁)について改正(平成22年1月1日施行)を行い、監督者の範囲は係長相当職以上のすべての職員であることを明確に規定した。</p> <p>また、新たに監督者となった職員に対しては、係長研修(平成22年2月実施)時にセクハラ防止に関する研修を実施している。</p> <p><b>【公正取引委員会】</b> セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>規程（平成 11 年委員長通達第 1 号）を改正し、監督者の範囲を管理職と定めることとする（今年度中に実施予定）。なお、新たに監督者となった職員に対する研修は、従来から新任管理職研修において実施している。</p> <p><b>【国家公安委員会】</b></p> <p>平成 21 年 7 月 21 日付けで官房長通達を一部改正し、監督者の範囲を「係長（係長に準ずる職を含む。）以上の職にある者」とした。</p> <p>なお、新たに監督者となった職員に対しては、新任課長補佐・係長研修において所要の研修を実施している。</p> <p><b>【金融庁】</b></p> <p>監督者の範囲を「金融庁におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等の措置に関する規程（平成 13 年 1 月 6 日金融庁訓令第 20 号）」において、明確に規定するよう検討していきたい。</p> <p>なお、研修開催通知には、管理・監督者の範囲を企画官以上と明示した上で、外部講師による監督者向け研修（新たに監督者となった職員を含む）を実施している（平成 19 年度以降実施済）。</p> <p><b>【法務省】</b></p> <p>平成 21 年 7 月 30 日付け法務省大臣官房長依命通達「法務省におけるセクシュアル・ハラスメン</p>	<p>規程（平成 11 年委員長通達第 1 号）を改正し、監督者の範囲を管理職と明記した（平成 21 年 10 月）。新たに監督者となった職員に対する研修は、従来、新任管理職研修において実施しているところである。</p> <p><b>【国家公安委員会】</b></p> <p>引き続き、新たに監督者となった職員に対しては、新任課長補佐・係長研修において所要の研修を実施している。</p> <p><b>【金融庁】</b></p> <p>「金融庁におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等の措置に関する規程（平成 13 年 1 月 6 日金融庁訓令第 20 号）」において、監督者の範囲を「標準的な官職が係員以外のもので、他の職員を監督する地位にある者及び事実上監督していると認められる地位にある者」と明確に規定した（平成 22 年 6 月 1 日。）</p> <p><b>【法務省】</b></p> <p>左記依命通達及び事務連絡に基づき、監督者の範囲を明確化し、新たに監督者になった職員に対</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>トの防止等について」の一部改正を行い、監督者の範囲を「標準的な官職が係員以外のもので、他の職員を監督する地位にある者及び事実上監督していると認められる地位にある者」と明確に規定するとともに、平成 21 年 7 月 30 日付け法務省大臣官房人事課法務専門官事務連絡「セクシュアル・ハラスメントの防止対策等の推進について」を本省局部課及び本省所管各庁あて発出し、新たに監督者となった職員に対する研修を実施するよう定め、同時に研修に使用するためのパンフレットを配布した。</p> <p>公安審査委員会においては、平成 21 年 8 月 24 日付け公安審査委員会委員長通達「セクシュアル・ハラスメントの防止について」を発出して監督者の範囲を「事務局長及び専門職」と明確に規定し、新たにこれらの職員に該当することになった者全員に対して、研修を実施するよう定めた。</p> <p>公安調査庁においては、今年度より新たに監督者となった上席調査官（係長級）に対して、人事院が作成した「セクシュアル・ハラスメントにおける監督者の役割に関する制度説明」などを活用して、セクハラを防止するために監督者として果</p>	<p>し、セクシュアル・ハラスメントに関し、監督者として求められる役割について認識させるため、必要な研修等を適切に実施している。</p> <p>公安審査委員会においては、「セクシュアル・ハラスメントの防止について」（平成 21 年 8 月 24 日付け公安審査委員会委員長通達）に基づき、本年 4 月及び 5 月に、新たに監督者となった者に対する研修を実施した。</p> <p>公安調査庁においては、平成 22 年度に新たに初級監督者（上席調査官）に昇任した職員を対象に、本年 5 月に、人事院職員福祉局が作成した資料を活用してセクシャル・ハラスメントを防止するために留意すべき事項等について研修を実施した。</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>たすべき役割について認識させる研修を行った。</p> <p><b>【外務省】</b></p> <p>監督者の範囲については、現在内規改定作業中である。新たに監督者となった職員に対する研修については、既存の監督者対象の研修において実施中である。</p> <p><b>【財務省】</b></p> <p>今回の勸告を踏まえ、監督者の範囲を「係長相当職以上の職にある者」と規定（「財務省におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等の措置に関する規程」）するなど、平成 21 年度中に規程を整備することを予定している。</p> <p>また、新たに監督者となった職員に対し、セクハラ防止の推進や発生したセクハラ事案に適切に対処するための効果的な研修等の実施を検討してまいりたい。</p> <p><b>【文部科学省】</b></p> <p>監督者の範囲について、例えば「課室長以上と</p>	<p>その後の改善措置状況に係る回答</p> <p><b>【外務省】</b></p> <p>平成 21 年 12 月に、外務省におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則（平成 11 年外務省訓令第 8 号）を改定し、監督者の範囲を本省にあっては、首席事務官以上の者、外務省研修所にあつては、所長（又はその代理の者）、在外公館にあつては、各在外公館長（又はその代理の者）と明確にし、省員に周知した。</p> <p>なお、新たに監督者となった職員に対する研修については、既存の監督者対象の研修において実施中である。</p> <p><b>【財務省】</b></p> <p>平成 22 年 3 月 26 日、「セクシュアル・ハラスメントの防止等の措置に関する規程の実施細則について」（平成 11 年 3 月 18 日付（蔵）秘第 892 号）を改正し、監督者を「係長相当職以上の職にある者」と規定した。</p> <p>また、新たに監督者となった職員に対する研修等について、今年度中の実施を予定している。</p> <p><b>【文部科学省】</b></p> <p>監督者の範囲を、「課室長以上」とする場合や「係</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>した場合」を現在検討中であるとともに、新監督者に対する研修の実施についても検討中である。</p> <p><b>【厚生労働省】</b> 厚生労働省では、職員の服務・倫理の保持、セクシュアル・ハラスメントの防止等に係る職員への周知徹底については、「職員の服務・倫理の保持、セクシュアル・ハラスメントの防止等に係る周知徹底について」において、人事異動により新たに監督者になった者等に対し、速やかに研修を実施するよう指示するとともに、監督者の範囲を「係長相当職以上」の者と明記した。</p> <p>社会保険庁においては、上記事務連絡を受け、「職員の服務・倫理の保持、セクシュアル・ハラスメントの防止等に係る周知徹底について」（平成21年4月20日付け事務連絡）により、本庁内各課、社会保険大学校、社会保険業務センター及び地方社会保険事務局に対して同旨の指示を行っている。</p> <p><b>【農林水産省】</b> 「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する措置について」（平成11年3月16日付け大臣官</p>	<p>長以上」とする場合等について、年度内に結論を出すべく引き続き検討中であり、監督者の範囲が決定された際には速やかに新監督者に対する研修を実施する予定である。</p> <p><b>【厚生労働省】</b> 厚生労働省では、職員の服務・倫理の保持、セクシュアル・ハラスメントの防止等に係る職員への周知徹底については、「職員の服務・倫理の保持、セクシュアル・ハラスメントの防止等に係る周知徹底について」において、人事異動により新たに監督者になった者等に対し、研修等を実施するよう指示した。</p> <p>社会保険庁については、平成21年12月31日をもって廃止された。</p> <p><b>【農林水産省】</b> 平成21年10月以降、新たに監督者となった167人に対し、平成21年10月から平成22年5月の間</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>房秘書課長通知)を平成21年4月10日付けで一部改正を行い、監督者の範囲を課長以上の職の地位にある者と明確に規定するとともに、新たに監督者となった職員363人に対し、21年4月から同年8月の間において研修を実施した。</p> <p><b>【経済産業省】</b></p> <p>平成21年度中を目途に「監督者」の範囲を他省庁の例を参考に検討し、範囲を明確にし、周知を行うとともに、監督者に対し、省内の会議等を通じて、監督者に求められる役割について周知予定。</p> <p><b>【国土交通省】</b></p> <p>国土交通省本省においては、監督者の範囲については、人事院規則10-10及び同運用方針に定められているところであり、規定に従った運用をしているところ。</p> <p>なお、新たな監督者に対する研修は実施している。</p> <p>気象庁においては、「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する措置について」（気象庁総務部長通達）で規定する「職員を監督する地位にある者」については、平成21年4月からは、本庁において内部部局、施設等機関、管区機関、地方気</p>	<p>において研修を実施した。</p> <p><b>【経済産業省】</b></p> <p>平成22年5月、「監督者」の範囲を明確にし、周知を行った。</p> <p>また、監督者に対しては、省内メール等を通じて、監督者の役割、注意事項等について、周知を行ったところ。今後も同様の取組を引き続き実施。</p> <p><b>【国土交通省】</b></p> <p>国土交通省本省においては、監督者の範囲については、従前どおり、人事院規則10-10及び同運用方針に従い運用をしているところ。</p> <p>また、今後も新たな監督者に対する研修を実施していくこととする。</p> <p>気象庁においては、講師に弁護士を迎え、セクハラ関連の判例の解説を実施する等、研修内容の見直しを行い、平成22年3月に新たに管理職となる者への研修を実施した。</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>象台、測候所、空港出張所まですべての各級官署単位の管理職名簿を作成し、監督者を明確にしている。</p> <p>上記「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する措置について」を改正（気象庁総務部長通達 平成 19 年 2 月 23 日気人第 1312 号の 2）し、上記管理職名簿に掲載される管理職への登用時に確実に研修を実施している。</p> <p>海上保安庁においては、「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する措置について（通達）」の運用要領について（通知）」を改正し、管理監督者は「係長相当職以上を指す」旨記載することとしたい。</p> <p>なお、新たに監督者となった職員に対し、研修を実施している。</p> <p><b>【環境省】</b></p> <p>セクハラ防止等に係る監督者の範囲を明確に規定することについて、他府省の規定を参考にしつつ、検討を行う。また、当省においては、新たに監督者となった職員に対する研修を新設することは困難であることから、当面、同様の効果を挙げることができる方法について検討を行う。</p>	<p>海上保安庁においては、平成 21 年 11 月 13 日に「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する措置について（通達）」の運用要領について（通知）」を改正し、「監督地位にある者とは係長相当職以上の職にある者」であることを加えた。</p> <p>また、初任の監督者に対する研修等を実施するよう定めた。</p> <p><b>【環境省】</b></p> <p>「環境省職員のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」（平成 13 年 1 月 6 日付け環境省訓令第 13 号）について、セクハラ防止等に係る監督者の範囲を係長相当職以上とする改正を行った（平成 22 年 4 月 1 日施行）。</p> <p>また、係長級に昇格した職員に「環境省職員のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
<p>② 周知方法を工夫するなどして、規程及び職員に対する指針の内容を、必要なときに職員がいつでも閲覧できるような措置を講ずること。(法務省、文部科学省、国土交通省)</p>	<p><b>【防衛省】</b>  勸告の趣旨も踏まえ、各機関等が組織の実情に応じて監督者を定める方向で、人事教育局から文書を発出するよう、現在、検討しているところである。また、新たに監督者となった職員に対する研修の実施方法について、既存の研修の見直し等を含めて、現在、検討しているところである。</p> <p><b>【法務省】</b>  公安審査委員会においては、今年中を目途に、全事務室に規程・指針の冊子を備え付けるとともに職員に配布し、いつでも閲覧できるような措置を講ずる予定としている。</p> <p>公安調査庁本庁職員については、セクハラ防止に関する規程等をいつでも閲覧できるようにイントラネットの庁内掲示板に掲載した(平成21年7</p>	<p>程」及び「セクシュアル・ハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項についての指針」を配布し、あわせて職員ポータルサイトを活用して周知を図った。</p> <p><b>【防衛省】</b>  勸告の趣旨も踏まえ、人事教育局長から各機関等の長にあてて、「セクシュアル・ハラスメント防止担当者に対する集合教育の実施等について」(平成22年5月28日付け人服第7061号人事教育局長通知)を発出し、組織の実情に応じた監督者を定めるよう、また、新たに監督者となった職員に対して集合教育に参加させるようにした。</p> <p><b>【法務省】</b>  公安審査委員会においては、平成21年11月、全事務室に規程・指針の冊子を備え付け、必要なときに職員がいつでも閲覧できるような措置を講じた。また、全職員にセクシュアル・ハラスメントに関する規程・指針等一覧を配布し、情報入手の利便を図った。</p> <p>公安調査庁においては、本庁職員については、セクハラ防止に関する規程等を全員に回覧するとともに、いつでも自由に閲覧できるようイントラ</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
<p>また、意識調査の実施等、効果的な研修等の方法を検討し、セクハラ防止の一層の推進に努めること。(全府省)</p>	<p>月)。また、公安調査局及び公安調査事務所については、イントラネットが整備されていないため、職員がいつでも自由に手にとって見られるよう閲覧用に規程等の写しや関係資料を各事務室に備え付けることとした(平成21年7月)。</p> <p><b>【文部科学省】</b> 文化庁のセクハラ防止に関する規定やセクハラ相談員について庁内職員限定のホームページを平成21年7月に開設し、その旨周知している。</p> <p><b>【国土交通省】</b> 平成21年4月3日から「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する訓令」「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する訓令の運用について」「相談員名簿」をイントラネットに掲載している。</p> <p><b>【内閣府】</b> 今次の報告書に記述されている意識調査を基に研修教材の改訂や相談員の増員などを行っている例を踏まえて、今後、他省庁の取組を参考に検討する。</p> <p><b>【宮内庁】</b> 新規採用職員研修等において実施しているセク</p>	<p>ネットの庁内掲示板に掲載した(平成21年7月)。また、公安調査局及び公安調査事務所については、イントラネットが整備されていないため、職員が必要なときにいつでも自由に手にとって見ることが出来るよう閲覧用に規程等の写しや関係資料を各事務室に備え付けた(平成21年7月)。</p> <p><b>【文部科学省】</b> 左記のとおり措置済みである。</p> <p><b>【国土交通省】</b> 左記のとおり措置済みである。</p> <p><b>【内閣府】</b> 今後、他省庁の取組を参考に検討する。</p> <p><b>【宮内庁】</b> 平成22年4月に実施した新規採用職員研修にお</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>ハラ防止に関する研修の受講後に理解度テストや受講アンケートを実施するなど、効果的な研修等が実施できる方法を検討中である。</p> <p><b>【公正取引委員会】</b>  セクハラ防止週間中、職員を対象にセクハラ防止等に関するアンケートを実施してこれを回収・集計するとともに、集計結果に基づき、セクハラ防止研修の効果的な方法等を検討し、セクハラ防止の一層の推進に努めることとする(平成21年12月以降実施予定)。</p> <p><b>【国家公安委員会】</b>  平成21年7月、セクシュアル・ハラスメントに関する職員の意識を測るアンケート調査を行い、職員の意識の度合いが低いものについてはより重点的に説明するよう研修の内容を見直すなど、セクハラ防止の一層の推進に努めた。</p> <p><b>【金融庁】</b>  今後、セクハラ防止に係る浸透度を把握するた</p>	<p>けるセクハラ防止に関する講義の中で、理解度テストを行うとともに、受講後に研修内容等に関する受講アンケートを行った。</p> <p>今後もこのような理解度テストやアンケートを引き続き実施し、その都度、それらの結果の検証を行うことにより、職員におけるセクハラ防止に関する理解度や意識度を把握するとともに、その結果なども踏まえた上で、より効果的な研修等が実施できる方法を検討していく。</p> <p><b>【公正取引委員会】</b>  職員を対象にセクハラ防止等に関するアンケートを実施してこれを回収・集計するとともに、集計結果に基づき、研修及び周知・啓発の方法及び内容を見直すこととしている(平成22年6月実施予定)。</p> <p><b>【国家公安委員会】</b>  平成21年12月、セクシュアル・ハラスメント防止週間の実施に併せ、警察庁セクシュアル・ハラスメント防止対策要綱の周知徹底を図り、セクハラ防止の一層の推進に努めた。</p> <p><b>【金融庁】</b>  セクハラ防止に係る浸透度を把握するための具</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>めの具体的な方策を検討していきたい。</p> <p><b>【総務省】</b> 平成 21 年度の階層別研修（外局含む。）での自己点検（セルフチェックシート）結果等を踏まえ、研修の講義内容等を必要に応じて適宜見直す。</p> <p><b>【法務省】</b> 平成 21 年 7 月 30 日付け法務省大臣官房人事課法務専門官事務連絡「セクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進について」を本省局部課及び本省所管各庁あて発出し、セクシュアル・ハラスメント防止についての効果的な研修を実施するため、人事院が実施した意識調査の結果を活用するなどすることとした。また、研修実施後、セクシュアル・ハラスメントに関する意識調査を行い、その結果を次の研修に活用するなど、研修の実施に当たり、職員のセクシュアル・ハラスメントに対する認識を十分に把握して効果的な研修を実施し、セクシュアル・ハラスメント防止の一層の推進に努めることとした。</p> <p>公安審査委員会においては、人事院が実施した</p>	<p>体的な方策（アンケート調査等）を引き続き検討するとともに、研修の内容について、他府省の事例を教材として使用するなど、効果的な研修等を実施することとしたい。</p> <p><b>【総務省】</b> 平成 21 年度の階層別研修（外局を含む。）の結果等を踏まえ、引き続き研修の講義内容等を必要に応じて適宜見直しているところである。</p> <p><b>【法務省】</b> 左記事務連絡に基づき、法務省で行われるセクシュアル・ハラスメント防止対策研修を実施する際に、人事院が実施した意識調査の結果を活用するなどしている。また、研修実施後、セクシュアル・ハラスメントに関する意識調査を行い、その結果を次の研修に活用するなど、セクシュアル・ハラスメント防止対策に積極的に取り組んでいる。</p> <p>公安審査委員会においては、本年 3 月、職員あ</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>意識調査の結果を活用するなどして効果的な周知・啓発を行い、実施後にはセクシュアル・ハラスメントに関する意識調査を行い、その結果をフィードバックして、セクハラ防止の一層の推進に努めることとした。</p> <p>公安調査庁においては、今後、セクハラ防止に関する研修を実施する際は、人事院が作成したセクハラに関するチェックリスト等を活用して職員の意識調査を行い、その結果を踏まえて、より効果的な研修方法を検討するなどして、セクハラ防止の一層の推進に努める。</p> <p><b>【外務省】</b> 現在、効果的な研修等の方法について検討中である。</p> <p><b>【財務省】</b> 今回の勸告を踏まえ、セクシュアル・ハラスメントの防止に係る研修受講者に対し、浸透度等を把握するためのアンケート調査を実施するなど、効果的な研修等の方法を検討してまいりたい。</p> <p><b>【文部科学省】</b> 研修の機会や平成 21 年 12 月の「倫理週間」の</p>	<p>て通知により、人事院が実施した意識調査の結果を活用して周知・啓発を行い、実施後にはセクシュアル・ハラスメントに関する意識調査を行い、その結果をフィードバックして、セクハラ防止の一層の推進に努めた。</p> <p>公安調査庁においては、セクシャル・ハラスメントに対する理解度、意識度を深めるため、今後、人事院人材局が作成したパワー・ポイント研修教材を積極的に活用するとともに、事例研究等を取り入れるなどして研修効果を高めることとする。</p> <p><b>【外務省】</b> 平成 21 年 10 月から、セクハラ相談・対応体制を毎月周知し、省員に対する意識啓発を定期的に図っている。</p> <p><b>【財務省】</b> 平成 21 年 9 月実施のセクハラ相談員研修受講者に対し、浸透度等を把握するためのアンケート調査を実施したところ。 引き続き、セクハラ防止の一層の推進に努めてまいりたい。</p> <p><b>【文部科学省】</b> セクハラ相談員等から日頃寄せられていた研修</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>時期を利用して、職員に対し、研修内容等の意見徴収（アンケート調査等）を行い、アンケート結果を踏まえ、その後の周知・啓発を深めるための手法を検討することとしている。</p> <p><b>【厚生労働省】</b></p> <p>厚生労働省においては、セクハラに係る職員研修を引き続き実施するとともに、「職員の服務・倫理の保持、セクシュアル・ハラスメントの防止等に係る一層の周知徹底について」（平成 21 年 8 月 31 日付け事務連絡）により、セクハラにあたる例示、留意点や相談窓口の紹介等をまとめた資料を作成・配布し、非常勤職員を含むすべての職員への周知徹底を図った。</p> <p>社会保険庁においては、「職員の服務・倫理の保持、セクシャル・ハラスメントの防止等に係る周知徹底について」（平成 21 年 4 月 20 日付け事務連絡）により、非常勤職員を含むすべての職員に対して、人事院作成のリーフレット「セクシュアル・ハラスメントのない職場にするために」を活用した研修等を実施するとともに、厚生労働省がまとめた資料を各職場において活用するよう、「職員の</p>	<p>手法に関する意見・要望等を踏まえ、新たな研修として、平成 22 年 5 月に外部講師を招き、具体的な相談があった際の対処方法など、より実践的な内容にまで踏み込んだセクハラに関する研修を実施した。</p> <p><b>【厚生労働省】</b></p> <p>厚生労働省においては、セクハラに係る職員研修を引き続き実施するとともに、「職員の服務・倫理の保持、セクシュアル・ハラスメントの防止等に係る一層の周知徹底について」（平成 21 年 8 月 31 日付け事務連絡）により、セクハラにあたる例示、留意点や相談窓口の紹介等をまとめた資料を作成・配布し、非常勤職員を含むすべての職員への周知徹底を図ったところであり、今後もセクハラ防止の一層の推進に努めることとしている。</p> <p>社会保険庁については、平成 21 年 12 月 31 日をもって廃止された。</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>サービス・倫理の保持、セクシャル・ハラスメントの防止等に係る一層の周知徹底について」(平成 21 年 9 月 15 日付け事務連絡)により、周知徹底を図った。</p> <p><b>【農林水産省】</b> 効果的な研修等の方法を検討するため、アンケート調査の実施や過去の相談事案について分析を行うなど検討を進める。</p> <p>農林水産省では、過去 3 か年の相談事案について分析した結果、セクハラについての基本認識が十分に浸透していないことが確認されたことから、農林水産研修所で実施している計画的養成研修における公務員倫理の講義の枠内において、セクシュアル・ハラスメントの防止についての内容を盛り込みセクハラの基本認識について再度徹底している。</p> <p><b>【経済産業省】</b> 年次別研修等の研修を通じ、セクハラ防止の推進を図っているところ。今回の勸告を踏まえ、上記「(1)国家公務員倫理法等に係る取組の推進」①の措置を通じて、効果的な研修等の方法を検討する等、セクハラ防止の一層の推進に努めていく予定。</p> <p><b>【国土交通省】</b></p>	<p><b>【農林水産省】</b> 農林水産省では、引き続き、農林水産研修所で実施している計画的養成研修において、セクハラの基本認識について徹底していく。</p> <p>林野庁では、平成 21 年 4 月から 5 月までの間に開催した階層別研修(署長級・次長級・課長級・新規採用職員)の受講者(合計 124 名)に対し、研修に対するアンケートを行った結果、現在、森林技術総合研修所において実施している講義内容が理解しやすいとのことであったことから、引き続き、同様の講義を行い、セクハラ防止の推進に努める。</p> <p><b>【経済産業省】</b> 引き続き年次別研修等の研修を通じ、セクハラ防止の推進を図っているところ。これら研修において受講者より寄せられる質問・意見・要望や相談員に対する相談事案等を踏まえ、効果的な研修等の方法を検討する等、引き続き、セクハラ防止の一層の推進に努める。</p> <p><b>【国土交通省】</b></p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>国土交通省本省においては、相談事例が蓄積された時点で、随時、研修教材として活用していく。</p> <p>気象庁においては、本庁及び管区招集会議において事例についての意見交換、研修において実施報告を提出させることにより、職員の意識を把握し、研修内容、資料の見直しを行っており、さらに人事院の意識調査の結果を会議、研修で周知しているところであるが、今後も引き続き上記取組等を実施し、セクハラ防止の一層の推進に努めていく。</p> <p>海上保安庁においては、職員全般に対する研修、講習等をより効果的なものに改善するため、管区本部、部署のセクハラ防止等指導者に対する指導者研修、講習会、検討会等を開催し、当庁のセクハラ防止の一層の推進を図る。</p> <p><b>【環境省】</b></p> <p>セクハラ苦情相談員と人事当局による定期会合を開催し、相談事例等を踏まえて、職員の意識の</p>	<p>国土交通省本省においては、今後も相談事例の蓄積を行い、随時、研修教材として活用していく。</p> <p>気象庁においては、セクハラ防止週間の一環で、職種・年齢・性別等を限定せず、過去のセクハラ判例についての解説を含む弁護士による講演会を平成 21 年 12 月に実施した。また、具体例が参考になったとの意見があったことから、新任管理者研修（平成 22 年 3 月実施）においても同様に、判例を含んだ管理者向けカリキュラムとして見直し実施した。</p> <p>海上保安庁においては、初任の監督者に対する研修、各部署等監督者から所属職員に対する講習会等を実施して、セクハラ防止の一層の推進を図った。</p> <p>また、職員全般に対する研修、講習等をより効果的なものに改善するため、管区本部、部署のセクハラ防止等指導者に対する指導者研修を平成 22 年 3 月に開催した。引き続き当庁のセクハラ防止の一層の推進を図る。</p> <p><b>【環境省】</b></p> <p>平成 22 年度から年 1 回程度セクハラ苦情相談員と人事当局（秘書課）による定期会合を行い（平</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
<p>③ 職員の配置数・性別等に留意して相談員を適切に配置すること。(公正取引委員会、総務省、農林水産省、国土交通省、環境省)</p>	<p>調査や啓発について討議を行い、効果的な研修等について検討する。</p> <p><b>【防衛省】</b> 平成19年度に実施したセクハラに関する意識調査の結果を活用し、セクハラ相談員に対し、セクハラに関する職員からの相談に対して適切な対処を行うための心構え等についての教育を実施した。引き続き、より一層効果的な教育方法について、現在、検討しているところである。</p> <p><b>【公正取引委員会】</b> セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程(平成11年委員長通達第1号)を改正し、地方事務所における相談員を複数配置するなど、指摘を踏まえ、職員の配置数等に留意して相談員を適切に配置することとする(今年度中に実施予定)。</p> <p><b>【総務省】</b> 消防庁では、「消防庁における人事院規則10-10(セクシュアル・ハラスメントの防止等)の取扱いの一部改正について」において、総務課長が個別に相談員を指定できるように同取扱いを改正</p>	<p>成22年7月開催予定)、セクハラ防止の推進について検討することとした。</p> <p><b>【防衛省】</b> 平成19年度に実施したセクハラに関する意識調査の結果を活用し、セクハラ相談員に対し、セクハラに関する職員からの相談に対して適切な対処を行うための心構え等についての教育を実施した。さらに、平成21年11月以降、その教育に、苦情相談を想定したロールプレイングを導入した。平成22年度以降も、引き続きセクハラに関する効果的な教育を実施することとしている。</p> <p><b>【公正取引委員会】</b> 苦情相談制度運営要領(平成21年事務総長通達第18号)を新たに制定し、地方事務所における相談員を複数配置するなど、職員の配置数等に留意して相談員を適切に配置した(平成21年10月)。</p> <p><b>【総務省】</b> 左記のとおり措置済みである。</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>し、女性の相談員を1人指定した。</p> <p><b>【農林水産省】</b></p> <p>仙台漁業調整事務所において、平成21年4月6日、1人の女性相談員を配置し、漁業調整事務所における相談体制についても性別等に留意した体制とした。</p> <p><b>【国土交通省】</b></p> <p>関東運輸局では女性相談員を4名配置（別途仲介役として女性を3名配置）した。九州運輸局では相談員1名であったものを24名に増加し、うち女性1名を配置した。東京航空交通管制部では、セクシュアル・ハラスメントを含めた各種の苦情相談に対する部会を、各課・官毎に5部会設置しており、各部会の相談窓口には女性職員を配置することとしている。特に女性職員数の多い航空管制官では20あるクルーのうちすべてに男女の苦情連絡員を選出している。福岡航空交通管制部では相談員1名であったものを15名に増加し、うち女性3名を配置した。</p> <p>気象庁においては、本庁各部（部によっては課）、施設等機関、管区气象台、海洋气象台を単位として配置している。配置基準は1人であるが、平成21年4月からは女性職員の配置状況を考慮し、女</p>	<p>その後の改善措置状況に係る回答</p> <p><b>【農林水産省】</b></p> <p>各漁業調整事務所においては、平成22年4月の人事異動後も、性別等に留意した相談員を配置している。</p> <p><b>【国土交通省】</b></p> <p>国土交通省本省においては、引き続き女性職員の配置状況を考慮しつつ、必要に応じた配置を行っている。</p> <p>左記のとおり措置済みである。</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
<p>また、相談員の配置状況について、定期的な見直しを行うなどして適切に管理すること。(公正取引委員会)</p> <p>④ 相談員の配置状況について、十分に周知を行い、必要なときに職員がいつでも閲覧できるような措置を講ずること。(宮内庁、総務省、法務省、財務省、農林水産省、環境省)</p>	<p>性相談員を加えるなど必要に応じて複数の相談員を配置することとした。</p> <p><b>【環境省】</b> 北海道地方環境事務所について相談員を平成 21 年 5 月から 3 人 (男 2 人、女 1 人) 配置する改善を行った。</p> <p><b>【公正取引委員会】</b> 今後、セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程 (平成 11 年委員長通達第 1 号) に基づき、定期的な見直しを行うなど適切に管理することとする (今年度中に実施予定)。</p> <p><b>【宮内庁】</b> 職員が必要なときにいつでも閲覧できるよう職員情報ボードにおいて、セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する内規 (平成 11 年 3 月 26 日宮内庁長官決裁) を掲載しているが、セクハラ相談員の配置状況が明確になるように、本文とは分けて、掲載することとした。</p> <p><b>【総務省】</b> 総務本省では、各部局を通じて、相談員の配置状況についてメールで全職員に通知するよう措置した (相談員に変更があった場合も同様)。</p>	<p><b>【環境省】</b> 引き続き、本省、地方支分部局等の職場において相談員の適切な配置を行っている。</p> <p><b>【公正取引委員会】</b> 苦情相談制度運営要領 (平成 21 年事務総長通達第 18 号) に基づき、基本的には人事異動に併せて見直しを行っている (平成 21 年 10 月以降実施)。</p> <p><b>【宮内庁】</b> 引き続き、職員が必要なときにいつでも閲覧できるよう、職員情報ボードにおいて、セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する内規 (平成 11 年 3 月 26 日宮内庁長官決裁) 及びセクハラ相談員の配置状況を掲載し、職員に周知している。</p> <p><b>【総務省】</b> 総務本省では、引き続き、各部局を通じて、相談員の配置状況についてメールで全職員に通知するよう措置している (相談員に変更があった場合</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>公害等調整委員会においては、事務局内イントラネットの内規集に「セクシュアル・ハラスメント防止に関する規程」を制定時（平成19年6月）より掲載しているところ（規定で相談員は役職指定となっている。）であるが、今後、相談員に変更があった時に全職員にメールで通知することとする。</p> <p>消防庁においては、今年度から、相談員に変更があった時に全職員にメールで通知している。また、セクシュアル・ハラスメント防止に関する関係規定を共有ドライブに保存しており、全職員がいつでも閲覧できる体制となっている。</p> <p><b>【法務省】</b></p> <p>相談員の配置状況について周知徹底を図るため、公安調査庁においては、相談員名簿を各室に配布し、職員に回覧した（平成21年4月）。また、イントラネットの庁内掲示板に掲示して、職員がいつでも自由に閲覧できるようにした（平成21年7月）。公安調査局及び公安調査事務所については、相談員名簿を職員に回覧するとともに各室の見やすい場所に相談員名簿を掲示し、職員がいつ</p>	<p>も同様）。</p> <p>公害等調整委員会においては、事務局内イントラネットの内規集に「セクシュアル・ハラスメント防止に関する規程」を制定時（平成19年6月）より掲載しているところ（規定で相談員は役職指定となっている。）であり、引き続き、相談員に変更があった時には全職員にメールで通知することとしている。</p> <p>消防庁においては、引き続き、相談員に変更があった時に全職員にメールで通知している。また、セクシュアル・ハラスメント防止に関する関係規定を共有ドライブに保存しており、全職員がいつでも閲覧できる体制となっている。</p> <p><b>【法務省】</b></p> <p>公安調査庁においては、平成22年度においても、相談員名簿を各室に配布し、全職員に回覧するとともに、イントラネットの庁内掲示板に掲示して職員がいつでも自由に閲覧できるようにした（平成22年4月）。</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
<p>⑤ 新たに配置した相談員に対し、相談業務が円滑に行えるよう、必要な支援を行うこと。(宮内庁、公正取引委員会、総務省、法務省、外務省、農林水産省)</p>	<p>でも閲覧できるようにした(平成21年4月)。</p> <p><b>【財務省】</b>  国税庁においては、セクハラ相談員の配置状況について、これまでも文書の回覧、配布、フォーラム掲載をしていたが指摘を受けた土庄税務署についても、高松国税局が以前からフォーラムに掲載している文書を、平成21年7月に改めて周知した。</p> <p><b>【農林水産省】</b>  相談員の配置状況について、必要なときに職員がいつでも閲覧できるように、相談員名及び連絡先を一覧にした苦情相談体制について、平成21年5月、職員掲示板に掲載を行った。</p> <p><b>【環境省】</b>  北海道地方環境事務所における相談員の配置状況の周知については、職員ポータルサイトへの掲示を行った。</p> <p><b>【宮内庁】</b>  平成22年度から、配置した相談員には、人事院作成の相談員用マニュアルを配布する。  また、当庁の相談員は官職指定のため、人事異動等の場合には、同マニュアルを後任者へ引き継ぐよう文書により通知するとともに、新たに相談</p>	<p>【財務省】  国税庁においては、引き続き、セクハラ相談員の配置状況について、文書の回覧、配布、フォーラムへの掲載などにより、職員に対して周知を行っている。</p> <p><b>【農林水産省】</b>  平成21年10月及び平成22年4月の人事異動時において、相談員及び連絡先を更新し、職員掲示板に掲載を行った。</p> <p><b>【環境省】</b>  引き続き、相談員の配置状況について、職員ポータルサイトに掲載し職員がいつでも閲覧できるよう措置している。</p> <p><b>【宮内庁】</b>  配置した相談員には、平成21年12月から、人事院作成の相談員用マニュアルの配布を行っている。  また、当庁の相談員は官職指定のため、人事異動の際には、同マニュアル等資料を確実に後任者</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>員になった者には、相談業務が円滑に行えるよう、セクハラ防止に関するビデオ等を視聴させ、相談員としての意識を高める。</p> <p><b>【公正取引委員会】</b> 相談員を新たに指名した場合は、相談業務に関連する資料を配布するとともに、相談への対処方法等について説明を行い、さらに、必要に応じて、人事院が主催する相談員研修に参加させることとする（新たに指名する相談員について随時実施予定）。</p> <p><b>【総務省】</b> 総務本省では、新たに配属となった相談員に対して、人事院の作成した「国家公務員のセクシュアル・ハラスメント相談用マニュアル」を各部局を通じて配布するよう措置した。また、人事院が実施する研修への積極的な派遣を引き続き指導する。</p> <p>公害等調整委員会においては、相談員は役職指定となっており、当該役職者を人事院主催の会議・研修会や本省主催の研修会に参加させるとともに、人事異動等があった場合は、勸告を踏まえ、</p>	<p>へ引き継ぐよう文書（平成 21 年 12 月 3 日付け事務連絡）により通知している。</p> <p>このほか、平成 17 年 9 月以降、相談業務が円滑に行えるよう、新たに相談員になった職員を、人事院主催のセミナーに参加させている。</p> <p><b>【公正取引委員会】</b> 相談員に対し、相談業務に関連する資料を配布するとともに、必要に応じて、相談への対処方針等について説明を行うこととしている（平成 22 年 6 月実施予定）。</p> <p>また、必要に応じて、人事院が主催する相談員研修に参加させることとしている。</p> <p><b>【総務省】</b> 総務本省では、引き続き、新たに配属となった相談員に対して、人事院の作成した「国家公務員のセクシュアル・ハラスメント相談用マニュアル」を各部局を通じて配布するよう措置している。また、人事院が実施する研修への積極的な派遣を引き続き指導している。</p> <p>公害等調整委員会においては、相談員は役職指定となっており、当該役職者を人事院主催の会議・研修会や本省主催の研修会に参加させるとともに、人事異動等があった場合は、これら会議・</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>これら会議・研修の資料等を後任に確実に引き継ぐこととしている。</p> <p>消防庁においては、相談員を人事院主催の会議・研修会や本省主催の研修会に参加させるとともに、人事異動等があった場合は、配布している「国家公務員のセクシュアル・ハラスメント相談用マニュアル」等必要な資料を後任に確実に引き継ぐこととしている。</p> <p><b>【法務省】</b></p> <p>平成 21 年 7 月 30 日付け法務省大臣官房人事課法務専門官事務連絡「セクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進について」を本省局部課及び本省所管各庁あて発出し、新たに配置した相談員に対し、必要な知識や技能を身に付けさせるため、相談マニュアルを配布して、周知することとした。</p> <p>公安審査委員会においては、今年度から新たに配置した相談員に対し、必要な知識や技能を身に付けさせるため、人事院職員福祉局が発行した国家公務員セクシュアル・ハラスメント相談マニュアルを配布済みである。また、今年度から相談員に人事院主催のセクシュアル・ハラスメント相談員セミナーを受講させた。</p>	<p>研修の資料等を後任に確実に引き継ぐこととしている。</p> <p>消防庁においては、引き続き相談員を人事院主催の会議・研修会や本省主催の研修会に参加させるとともに、人事異動等があった場合は、配布している「国家公務員のセクシュアル・ハラスメント相談用マニュアル」等必要な資料を後任に確実に引き継ぐこととしている。</p> <p><b>【法務省】</b></p> <p>左記事務連絡に基づき、新たに配置した相談員に対し、相談マニュアルを配布して、周知しており、今後も引き続き実施していくことにしている。</p> <p>公安審査委員会においては、平成 22 年度も、新たに配置した相談員に対し、人事院職員福祉局が発行した国家公務員セクシュアル・ハラスメント相談マニュアルを配布した。また、新たに配置した相談員に、人事院主催のセクシュアル・ハラスメント相談員セミナーを受講させる方針である。</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>公安調査庁においては、今年度から新たに配置した本庁の相談員3人には、人事院主催のセクシュアル・ハラスメント相談員セミナーを受講させた。公安調査局及び公安調査事務所の相談員に対しては、上記セミナーで配布された関係資料の写しを配布した。この他、すべての相談員に対して、人事院職員福祉局が発行した国家公務員セクシュアル・ハラスメント相談員マニュアル、人事院公平審査局相談課が発行した国家公務員の苦情相談の手引き（セクハラ相談関係部分の抜粋）、相談対応メモ及びセクハラ相談用紙を配布した。</p> <p><b>【外務省】</b></p> <p>平成21年6月、全在外公館を含め、相談員用の相談業務マニュアルを配布した。今後、新たに配置した相談員に対しても、関係資料の配布など必要な支援を行っていく。</p> <p>また、相談業務に関する研修が、人事院等の主催により実施される際には、これらの相談員に対し、本件研修を受講するよう指示している。</p> <p><b>【農林水産省】</b></p> <p>水産庁においては、新たに相談員となった3名のうち、1人を人事院が主催し5月22日に開催された「平成21年度セクシュアル・ハラスメント相</p>	<p>公安調査庁においては、平成22年度も、新たに配置した相談員に対し、人事院職員福祉局が作成した国家公務員セクシュアル・ハラスメント相談員マニュアルや国家公務員の苦情相談の手引きを配布した（平成22年4月）。また、人事院職員福祉局主催のセクシュアル・ハラスメント相談員セミナー等へ積極的に参加させる（平成22年6月開催予定）。</p> <p><b>【外務省】</b></p> <p>引き続き、新たに配置した相談員に対しても、関係資料の配布など必要な支援を行っていく。</p> <p>また、相談業務に関する研修が、人事院等の主催により実施される際には、これらの相談員に対し、本件研修を受講するよう指示している。</p> <p><b>【農林水産省】</b></p> <p>平成21年度に新たに相談員となり、セクハラ防止の研修に参加できていない1名については、人事院が主催し平成22年6月2日に開催が予定され</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
<p>⑥ 定期的に相談事案について把握・分析を行い、その結果をセクハラ防止対策に有効活用すること。(全府省)</p>	<p>相談員セミナー」に参加させた。他の相談員についても、順次セクハラ防止の研修に積極的に参加させる。</p> <p>また、個別相談員に対し、「国家公務員のセクシュアル・ハラスメント相談員用マニュアル」を配布した。</p> <p><b>【内閣府】</b> 各部局の相談員補助者に相談があった場合には、速やかに人事当局に報告するよう指導していることから、人事当局の相談員が受けた相談事案と併せて、今後、参考となる事例があれば、職員向けのセクハラ防止に関する資料に加えて周知することも検討する。</p> <p><b>【宮内庁】</b> 相談事案があった場合には、相談員から関係者のプライバシーや名誉等にも十分に配慮をした上で、長官官房秘書課長に報告をさせることとし、その結果を踏まえて、セクハラ防止対策に有効活用することを検討中である。</p> <p><b>【公正取引委員会】</b></p>	<p>ている「平成22年度セクシュアル・ハラスメント相談員セミナー」に参加させることを予定している。</p> <p>今回、定員の制約によりセミナーに参加できない1名については、今後開催されるセクハラ防止の研修に積極的に参加させる。</p> <p><b>【内閣府】</b> 各部局の相談員補助者に相談があった場合には、速やかに人事当局に報告するよう指導していることから、人事当局の相談員が受けた相談事案と併せて、今後、参考となる事例があった場合に、引き続き職員向けのセクハラ防止に関する資料に加えて周知することを検討する。</p> <p><b>【宮内庁】</b> 平成21年度第3四半期分から、相談事案の有無について、関係者のプライバシーや名誉等に十分配慮した上で、相談員から秘書課長に定期的に報告させるよう文書（平成21年12月3日付け事務連絡）により通知している。</p> <p>あわせて、報告のあった相談事案についての検証・分析を行い、その結果をセクハラ防止対策に有効活用できるよう努めている。</p> <p><b>【公正取引委員会】</b></p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>相談員に相談があった場合には、定期的に官房人事課に報告させて相談事案の把握・分析を行い、その結果をセクハラ防止対策に活用するために有効活用することとする（関係規程整備後、順次実施予定）。</p> <p><b>【国家公安委員会】</b></p> <p>相談事案を把握するために、相談事案があった場合には、既に「セクシュアル・ハラスメント相談員用マニュアル」において、人事課経由で相談責任者に報告させることになっているのに加えて、平成21年7月、各附属機関及び地方機関に対してセクシュアル・ハラスメントに関する相談事案に関するアンケート調査を行い、講義等においてその具体的な事例を紹介するように研修の内容を見直し、その有効活用に努めた。</p> <p><b>【金融庁】</b></p> <p>相談事案があった場合には、「金融庁におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等の措置に関する規程」（平成13年1月16日金融庁訓令第20号）により、総務企画局総務課服務係に報告させることになっているものの、これまでに寄せられた相談事案が少ないため、傾向等を分析できるほどのデータの蓄積がないが、今後、データの蓄積状況を見つつ、相談事案の傾向等の分析を行い、セク</p>	<p>平成21年10月に制定した苦情相談制度運営要領第5条に基づき相談員に相談があった場合には、定期的に官房人事課に報告させて相談事案の把握・分析を行い、その結果をセクハラ防止対策に活用することとしている。</p> <p><b>【国家公安委員会】</b></p> <p>引き続き、相談事案があった場合には相談責任者に報告させることとしている。</p> <p><b>【金融庁】</b></p> <p>引き続き相談事案の把握に努め、データの蓄積状況を見つつ、傾向等の分析を行い、セクハラ防止対策に有効に活用することとしたい。</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>ハラ防止対策への活用方法について検討していきたい。</p> <p><b>【総務省】</b></p> <p>今後、セクハラに関する相談事案が発生するようであれば、その都度部局から詳細を把握する等、内容を分析の上、防止対策への有効活用についても検討する。</p> <p><b>【法務省】</b></p> <p>平成 21 年 7 月 30 日付け法務省大臣官房人事課法務専門官事務連絡「セクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進について」を本省局部課及び本省所管各庁あて発出し、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に関し必要な措置を講ずるに当たっての検討に資するため、相談員に対しセクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談事案を集計するための調査票を作成するよう定め、定期的に相談事案について把握・分析を行うこととした。</p> <p>公安審査委員会においては、相談員に寄せられた相談事案について、セクシュアル・ハラスメン</p>	<p><b>【総務省】</b></p> <p>引き続き、セクハラに関する相談事案が発生するようであれば、その都度部局から詳細を把握する等、内容を分析の上、防止対策への有効活用についても検討することとしている。</p> <p><b>【法務省】</b></p> <p>左記事務連絡に基づき、相談員が受け付けたセクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談事案を集計するための調査を実施し、毎年度 1 回、定期的に把握・分析を行っており、「セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談新規受理件数について」（平成 21 年 11 月 24 日付け法務省大臣官房人事課法務専門官事務連絡）を発出して調査を行い、相談件数を把握した。それらに基づき、例えば平成 21 年 12 月 4 日から 10 日までの国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止週間において、職員への啓発及び研修等を行うなど、引き続き効果的な職員への啓発及びセクハラ防止に努めている。</p> <p>公安審査委員会においては、相談員に寄せられた相談事案がなかったため集計・分析を行った実</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>トに関する苦情相談事案を集計するための調査票を作成し、定期的に把握・分析を行い、セクハラ防止対策のために有効活用することとした。</p> <p>公安調査庁においては、相談事案があった場合には、人事担当者に対して速やかに通報させることとしており、報告を受けた人事担当者は、人事院職員福祉局職員福祉課がまとめた「セクシュアル・ハラスメントに関する職員の意識調査結果」を参考にした的確な分析を行い、それらに基づき、効果的な職員への啓発方法の検討及びセクハラ防止に一層努める。</p> <p><b>【外務省】</b></p> <p>相談員が定期的に情報・意見交換を実施するとともに、人事当局において相談事案についての把握及び分析を行っており、セクハラ防止対策を考慮する際に、これらの結果を有効活用しているところであるが、今後も引き続き右取組を実施するとともに、相談件数も含めた分析の実施、及び、その結果の有効活用についても検討していく。</p> <p><b>【財務省】</b></p> <p>「財務省におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等の措置に関する規程」等により、人事管理上の措置を行う必要があると認められる相談事</p>	<p>績はないが、法務本省等の集計・分析結果を入手し、セクハラ防止対策のために有効活用する方針である。</p> <p>公安調査庁においては、相談員に寄せられた相談事案がなかったため集計・分析を行った実績がないので、法務本省等の集計・分析結果を入手し、今後のセクハラ防止対策に有効に活用することとしている。</p> <p><b>【外務省】</b></p> <p>昨年10月から、毎月「対応・相談窓口」を周知するとともに、定期的な相談事案についての把握及び分析を踏まえ、本年5月からは、回章に具体例等を盛り込むなどセクハラ防止対策の一層の充実を図っている。</p> <p><b>【財務省】</b></p> <p>「財務省におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等の措置に関する規程」等により、人事管理上の措置を行う必要があると認められる相談事</p>

勧告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>案については、人事当局に報告させることとしており、これまでも関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を厳守しており、この範囲において、相談事案の把握・分析を行うとともに、必要な再発防止策を講じてきたところであるが、今回の勧告を踏まえ、引き続き、できる限り相談事案の把握・分析に努め、再発防止策等を講じてまいりたい。</p> <p><b>【文部科学省】</b></p> <p>文部科学省本省においては、相談事案があった場合には、「文部科学省本省内部部局におけるセクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談実施要項」に基づく手続を行っており、定期的な相談事案について把握を行うこととしている。また、今後相談事案の分析等を行い、セクハラ対策に活用することを検討中である。</p> <p><b>【厚生労働省】</b></p> <p>再発防止の観点から、相談員に相談があった場合は人事担当者等に報告させるなど、省内の事例把握・分析に努め、把握した事例を職員研修等において、周知を図るなど、防止対策に有効活用する。</p>	<p>案については、人事当局に報告させることとしており、これまでも関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を厳守しており、この範囲において、相談事案の把握・分析を行うとともに、必要な再発防止策を講じてきたところであるが、今回の勧告を踏まえ、引き続き、できる限り相談事案の把握・分析に努め、再発防止策等を講じてまいりたい。</p> <p><b>【文部科学省】</b></p> <p>勧告以降、相談案件は無かったが、今後相談事案があった場合には、引き続き相談案件の分析等を行い、相談があった際に活用するとともに、セクハラ対策にも活用することとしている。</p> <p><b>【厚生労働省】</b></p> <p>再発防止の観点から、相談員に相談があった場合は人事担当者等に報告させるなど、省内の事例把握・分析に努め、把握した事例を職員研修等において、周知を図るなど、防止対策に有効活用することとしており、平成21年度においては、12月にセクシュアル・ハラスメント相談員研修を実施した。</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p><b>【農林水産省】</b>            定期的に相談事案の把握・分析を行い、その結果をセクハラ防止対策に有効活用するため、「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する措置について」（平成11年3月16日付け大臣官房秘書課長通知）を平成21年4月10日付けで一部改正を行い、地方機関等におけるセクシュアル・ハラスメント相談の対応結果について本省に報告を行うよう規定した。</p> <p><b>【経済産業省】</b>            平成21年度中を目途に、相談員に対する相談事案について、事案の発生ごとに各部局の人事担当者への報告を求め、事案の把握を行うとともに、分析を行い、必要に応じて、セクハラ防止対策に活用していく予定。</p> <p><b>【国土交通省】</b>            国土交通省本省においては、「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する訓令の運用について」において、苦情相談の実施状況について毎月取りまとめ、翌月末までに、内部部局等の長に報告させることになっている。</p> <p>なお、上記により相談員に報告された事例についてはそれぞれの機関ごとにすべて把握しているが、すべての情報を共有できるように、本省人事</p>	<p><b>【農林水産省】</b>            「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する措置について」の一部改正後、セクハラ相談事案は発生していないが、今後相談があった場合には、相談事案の把握・分析を行い、その結果を有効活用することとしている。</p> <p><b>【経済産業省】</b>            従前より相談員に対する相談事案について、事案の発生ごとに各部局の人事担当者への報告を求め、事案の把握を行っているところ。今後具体的な事案が発生した場合は、分析を行い、必要に応じて、セクハラ防止対策に活用していく予定。</p> <p><b>【国土交通省】</b>            国土交通省本省においては、引き続き相談事案の情報共有の徹底を図り、セクハラ防止対策への有効活用について検討する。</p>

勧告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>課に報告を行うよう別途通知を行い、事例を分析し、その結果を今後のセクハラ防止対策への有効活用について検討する。</p> <p>気象庁においては、「セクシュアル・ハラスメントの防止等について（通知）」において、相談を受けた場合は、人事課に報告させるよう規定し、相談事案については常に把握・分析を行い、職場環境、勤務形態、職員の配置部署などの防止対策を早急に講じることとしている。勧告の趣旨も踏まえ、今後も引き続き、相談事例が少ないながらも数年分をまとめたものを研修の中で説明するなどし、活用していく。</p> <p>海上保安庁においては、「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する措置について（通達）運用要領について（通知）」において、相談を受けた場合は、職員相談室長等に報告させるよう規定しているところ、相談者のプライバシーに最大限に配慮しつつ、相談員が相談事案の情報を共有できる方策を検討し、相談事案の把握・分析を行い、その結果をセクハラ防止対策に有効活用していく。</p> <p><b>【環境省】</b></p>	<p>気象庁においては、今後も引き続き、勧告の趣旨も踏まえ、相談事例が少ないながらも数年分をまとめたものを作成した上で、研修の中で説明するなどし、活用していく。</p> <p>海上保安庁においては、セクハラ事案発生の場合、事案の把握・分析を行い、プライバシーを最大限に配慮し、研修等において、発生原因等の説明をすることとした。</p> <p><b>【環境省】</b></p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
<p>(3) 内部監査の的確かつ効果的な実施</p> <p>関係府省は、保有個人情報監査及び情報セキュリティ監査の適切な実施を図るとともに会計監査の実効性を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 安全確保指針や統一基準に則し、保有個人情報監査又は情報セキュリティ監査を適時・的確に実施すること。(総務省、法務省、国土交通省)</p>	<p>セクハラ苦情相談員から人事当局への報告方法を共通化することについて、検討を行う。また、セクハラ苦情相談員と人事当局による定期会合を開催し、相談事例等を踏まえて、防止対策や効果的な研修等について検討する。</p> <p><b>【防衛省】</b></p> <p>相談事案の把握については、これまでも人事教育局から各機関等に対し依頼文書を発出し、相談件数等の報告を求めているところであるが、勧告の趣旨も踏まえ、定期的に、懲戒処分に至った相談の把握・分析を実施し、その結果を施策に反映させる方向で、現在、検討しているところである。</p> <p><b>【総務省】</b></p> <p>消防庁においては、個人情報監査については「消防庁の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する訓令」第31条に基づき、平成21年3</p>	<p>平成22年度から年1回程度セクハラ苦情相談員と人事当局（秘書課）による定期会合を行い（平成22年7月開催予定）、セクハラ防止対策の推進について検討することとした。</p> <p><b>【防衛省】</b></p> <p>相談事案の把握については、これまでも人事教育局から各機関等に対し依頼文書を発出し、相談件数等の報告を求めているところであるが、勧告の趣旨も踏まえ、定期的に（半期に1度）、懲戒処分に至った相談の把握・分析を実施し、平成21年12月の防衛省セクシュアル・ハラスメント防止週間中の教育用資料として、各駐屯地・基地に配布した。</p> <p><b>【総務省】</b></p> <p>消防庁においては、個人情報監査については「消防庁の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する訓令」第31条に基づき、平成22年3</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>月に個人情報の管理状況に係る監査を行い、3月中に監査結果を総括保護管理者に報告したところ。今後においても適時・的確に監査を実施する。</p> <p><b>【法務省】</b></p> <p>左の対応については、平成20年度において、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一的基準」が求める情報セキュリティ対策の水準を満たす「法務省情報セキュリティ対策基準」に基づく監査計画に従って、公安審査委員会及び公安調査庁を対象に含む全省的な情報セキュリティ監査を実施した。平成21年度以降においても、毎年度ごとに監査計画を策定し、引き続き、全省的な情報セキュリティ監査を実施する予定である。</p> <p><b>【国土交通省】</b></p> <p>気象庁においては、保有個人情報監査については、今年度を準備期間として来年度には実施体制を整えて実施する予定。なお、本省の体制を参考に実施体制を整えて実施する。</p> <p>海上保安庁においては、現在、保有個人情報監査実施要領に関しては、本省も含め他省庁の体制も参考に、年度内に監査を実施する方向で検討している。また、情報セキュリティ監査については、</p>	<p>月に個人情報の管理状況に係る監査を行い、3月中に監査結果を総括保護管理者に報告したところ。今後においても適時・的確に監査を実施する。</p> <p><b>【法務省】</b></p> <p>平成21年度においても、「法務省情報セキュリティ対策基準」に基づく監査計画に従って、公安審査委員会及び公安調査庁を対象に含んだ全省的な情報セキュリティ監査を実施した。平成22年度以降においても、毎年度ごとに監査計画を策定し、引き続き、全省的な情報セキュリティ監査を実施する予定である。</p> <p><b>【国土交通省】</b></p> <p>気象庁においては、「気象庁の保有する個人情報の適正な管理のための措置に関する指針及び開示請求等に係る審査基準の制定について(平成17年気総第464号)」に基づき、保有個人情報監査を平成22年度中に実施する予定である。</p> <p>海上保安庁においては、保有個人情報の監査に関し、「海上保安庁の保有する個人情報の保護に関する規則(平成17年訓令第6号)」に基づき、監査責任者により監査実施要領を策定し、平成21年</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
<p>② 府省の外局のうち、規程上、自庁又は本府省のいずれの会計監査の対象にもなっていないものは、監査対象とするよう規定を改正し、会計監査を実施すること。(法務省)</p> <p>③ 会計監査において改善指示等を行った場合、その措置結果を期限を付して報告させることなどについて規定するとともに、これに基づき、監査実施部署の責任者が監査を受けた部署の講じた改善措置等の対応状況を早期かつ的確に把握すること。(宮内庁、総務省、法務省、外務省、国土交通省、環境省、防衛省)</p>	<p>当庁独自監査として、平成 20 年度は 2 か所の管区本部の監査を実施し、平成 21 年度においても本庁及び 2 か所の管区本部の監査を計画している。なお、外局の監査は、国土交通省のセキュリティポリシーで実施することとなっている。</p> <p><b>【法務省】</b> 官房会計課において、本年度末を目途として外局を含め本府省に係る会計監査を実施するための規程の策定を検討しているところであるが、本年度中には官房会計課が監査計画等を策定して公安審査委員会に対する会計監査を実施する予定である。</p> <p><b>【宮内庁】</b> 平成 21 年 4 月 1 日に内部監査マニュアル（平成 18 年 3 月 31 日長官官房主計課策定）を改訂し、監査対象部署に対して監査結果を通知する旨を明記した。また、通知の際、監査の結果に基づき、会計経理の取扱いに改善が必要と認められた事項があった場合には、その講じられた措置について、期限を定め報告を求めることとしている。</p>	<p>度分について、平成 22 年 4 月に 3 か所の本庁個人情報保有課に対し監査を実施した。</p> <p>情報セキュリティ監査については、「平成 21 年度情報セキュリティ監査計画」に基づき、平成 21 年 11 月から 12 月にかけて本庁及び 2 か所の管区本部の監査を計画どおり実施した。</p> <p><b>【法務省】</b> 法務省会計監査規程（平成 22 年 3 月 30 日付け訓令第 721 号）を制定し、公安審査委員会を会計監査の対象とした。</p> <p>また、同月、公安審査委員会に対し、会計監査を実施した。</p> <p><b>【宮内庁】</b> 平成 22 年 4 月 1 日に内部監査マニュアル（平成 18 年 3 月 31 日長官官房主計課策定）を改訂し、監査対象部署から報告を受けた改善内容は、庁内 LAN 上の職員情報ボードへ掲載することとした。このように、対象部署だけでなく、会計職員のほか全職員が閲覧可能な状況にすることにより、注意喚起を行っている。</p>

勧告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p><b>【総務省】</b> 消防庁においては、勧告を踏まえ、平成 21 年度中を目途に、改善措置結果を報告させる旨の規定を設け、監査の結果、改善措置が必要な場合にはその結果を報告させる。</p> <p><b>【法務省】</b> 従前より年度計画等において会計監査における改善指示等を行った場合は、被監査庁に対し、原因等を究明させた上、今後の是正策を検討させた結果を監査後 2 週間を目途に報告させているところであるが、会計監査に係る同事項を規定した規程がないため、本年度末を目途として同規程の策定を検討しているところである。</p> <p><b>【外務省】</b> 監査実施部署は、被監査機関に対して改善指示等を行った場合、期限を付して被監査機関よりその措置状況や結果について報告させることを、『内部監査マニュアル』に規定した(平成 21 年 7 月 16 日改訂)ところ、今後、内部監査を一層的確かつ効果的に実施するよう努める。</p> <p><b>【国土交通省】</b> 海上保安庁においては、平成 21 年 6 月 2 日に、</p>	<p><b>【総務省】</b> 消防庁においては、勧告を踏まえ、平成 22 年 3 月に監査マニュアルを改定し、会計監査において改善指示等を行った場合、その改善措置結果を報告させるよう明記するとともに、平成 22 年度の会計監査計画に同様の記載を盛り込んでいる。</p> <p><b>【法務省】</b> 法務省会計監査規程(平成 22 年 3 月 30 日付け訓令第 721 号)を制定し、同規程において、会計課長は、監査の結果、是正等を要すると認めた事項については、監査を受けた部局の長又は各庁の会計事務管理者に対し、必要な措置を講ずるよう通知し、通知を受けた部局の長等は、遅滞なく、当該部局等の講じた措置及びその結果を会計課長に報告するよう規定した。</p> <p><b>【外務省】</b> 平成 21 年 7 月に改訂した『内部監査マニュアル』に基づき、年度当初に監査計画を策定し、内部監査を効果的に実施することに努めている。</p> <p><b>【国土交通省】</b> 左記の規定に基づく改善指示等を行った事項に</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>会計実地監査要領において、監査結果等の通知及び改善指示等に、指摘事項等改善を要する事項については、その対象部局長等に対し、必要な措置を講ずるよう指示し、その改善処置の状況及び再発防止等について、報告させる規定を設けた。</p> <p><b>【環境省】</b></p> <p>環境省会計事務監査規程（平成13年1月6日環境省訓令第23号）に基づき、平成20年度の会計事務監査から、是正を要するとして指摘した事項については、是正措置を講ずるよう指示し、会計課長に対し期限を付して是正措置状況の報告を求めている。</p> <p><b>【防衛省】</b></p> <p>「平成21年度会計監査項目の重点について」（平成21年3月6日付け防経監第2563号事務次官通達）を発出し、その中で、「監査に際しての指摘事項について、その是正状況を点検する」ことを監査項目の重点として定めるとともに、防衛省会計監査に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第40号）第15条の規定による防衛大臣等への監査結果の報告の際に、その是正状況を特記するよう通達した。</p> <p>なお、是正状況の点検の際は、監査対象部署から監査実施部署へ、改善措置結果について報告を</p>	<p>ついでに改善処置の状況について、平成21年度の会計実地監査から報告させている。</p> <p><b>【環境省】</b></p> <p>左記のとおり、会計事務監査において是正を要するとして指摘した事項については、是正措置を講ずるよう指示し、会計課長に対し期限を付して是正措置状況の報告を求めている。</p> <p><b>【防衛省】</b></p> <p>「平成22年度会計監査項目の重点について」（平成22年3月4日付け防経監第2283号事務次官通達）を発出し、その中で、平成21年度からの重点項目を引き継ぎ、「監査に際しての指摘事項について、その是正状況を点検する」ことを監査項目の重点として定めるとともに、防衛省会計監査に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第40号）第15条の規定による防衛大臣等への監査結果の報告の際に、その是正状況を特記するよう通達した。</p> <p>なお、是正状況の点検の際は、監査対象部署から監査実施部署へ、改善措置結果について報告を</p>

勧告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
<p>④ 会計監査の結果については、同旨の事態の再発防止を図る観点から、当該監査を受けた部署のみならず、会計業務関係部署全体に対して周知すること。(公正取引委員会、総務省、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、防衛省)</p>	<p>求め点検することとしている。</p> <p><b>【公正取引委員会】</b> 勧告の趣旨を踏まえ、平成 21 年度に会計監査を行った際には、監査結果を職員用電子掲示板を利用し、会計業務関係部署全体に周知することとする。</p> <p><b>【総務省】</b> 消防庁においては、勧告を踏まえ、今後、会計監査の結果については電子メール等により会計業務関係部署への周知を行う。</p> <p><b>【外務省】</b> 監査結果については、被監査機関に対して改善提案等の結果を通知していたが、同旨の事態の再発防止を図る観点から、次回内部監査実施以降、文書による周知等を通じて、会計業務関連部署全体に対して広く周知する。</p> <p><b>【財務省】</b> 国税庁においては、会計監査の結果については、同旨の事態の防止を図る観点から、当該監査を受けた部署のみならず、会計業務関係部署全体に対して周知を図ることとして、平成 21 年 6 月に会計監査の結果に関する事務連絡をメールにて発出し</p>	<p>求め点検することとしている。</p> <p><b>【公正取引委員会】</b> 平成 21 年度会計監査結果については、職員用電子掲示板を利用し、会計業務関係部署全体に周知した。平成 22 年度以降の会計監査結果についても、引き続き、職員用電子掲示板を利用し、会計業務関係部署全体に周知することとする。</p> <p><b>【総務省】</b> 消防庁においては、引き続き、会計監査の結果について電子メール等により会計業務関係部署への周知を行うこととしている。</p> <p><b>【外務省】</b> 右取組を継続しているところ、平成 21 年 10 月に実施した内部監査では、不正行為や不当行為、重大な法令違反等に該当する結果は無かった。</p> <p><b>【財務省】</b> 国税庁においては、引き続き、会計監査の結果については、同旨の事態の防止を図る観点から、当該監査を受けた部署のみならず、会計業務関係部署全体に対して周知を図ることとして、毎年 6 月に会計監査の結果に関する事務連絡をメールに</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
<p>(4) 内部通報制度の実効性の確保</p> <p>関係府省は、内部通報制度を効果的に運用し、法令等遵守の推進を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p>	<p>ている。</p> <p><b>【厚生労働省】</b></p> <p>平成 21 年度から、本庁・地方庁において実施した会計監査の結果について、社会保険庁 LAN を活用することにより、本庁・地方庁すべての部局に周知することとしている。</p> <p><b>【農林水産省】</b></p> <p>水産庁の各出先機関を含めた会計業務関係部署に対して、内部監査報告（指摘件数、指摘分野、主な指摘事例）の結果を省内のイントラネットを利用して、周知徹底を行った。</p> <p>また、毎年 3 月に行われる会計担当者会議（前渡資金要求ヒアリング）において再度確認していきたい。</p> <p><b>【防衛省】</b></p> <p>内部部局の会計監査結果報告書を内部部局内の電子掲示板に掲示し、全部局の者が閲覧できるようにした。</p>	<p>て発出することとしている。</p> <p><b>【厚生労働省】</b></p> <p>社会保険庁については、平成 21 年 12 月 31 日をもって廃止された。</p> <p><b>【農林水産省】</b></p> <p>水産庁では、平成 22 年 2 月に行われた漁業調整事務所の会計担当者会議で内部監査報告の内容（指摘件数、指摘分野、主な指摘事例）を説明し、更なる周知徹底を図った。</p> <p><b>【防衛省】</b></p> <p>平成 20 年 12 月から内部部局の会計監査結果報告書を内部部局内の電子掲示板に掲示し、全部局の者が閲覧できるようにするとともに、会計監査報告書の追加・更新を随時実施している。</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
<p>① 通報規程及び通報窓口が整備されていない機関について、ガイドラインの趣旨に則した整備を行うこと。(法務省、文部科学省)</p> <p>② 通報規程において通報対象事実の範囲を公益通報者保護法第2条第3項の対象法令に限定している機関については、通報対象事実の範囲をガイドラインに則して職務上の法令違反行為とすること。さらに、通報対象事実の範囲に職務外の法令違反行為などを含めることにより適正な業務を推進する上で必要と認める事実を加えることについて検討すること。(法務省、農林水産省)</p>	<p><b>【法務省】</b> 公安審査委員会においては、今年中を目途に、法務本省等の規定を参考にして規程及び窓口を整備することを予定している。</p> <p><b>【文部科学省】</b> 文化庁において「文化庁内部公益通報処理要綱」及び「文化庁内部公益通報処理要領」を整備し、平成21年4月より実施している。</p> <p><b>【法務省】</b> 通報対象範囲に職務上の法令違反行為及び職務外の法令違反行為を含めるよう、公安調査庁公益通報事務処理要綱（平成18年3月15日付け公調総発第164号次長依命通達）を本年度中に改正すべく作業中である。</p> <p><b>【農林水産省】</b> 「農林水産省職員内部通報処理要領」において、通報等対象の範囲を職員による職務上の法令違反行為と規定した。 「農林水産省職員内部通報処理要領」を平成21年5月1日に施行したところであり、まずは、同</p>	<p><b>【法務省】</b> 公安審査委員会においては、「公安審査委員会公益通報事務処理要領」（平成21年12月21日付け公安審第94号公安審査委員会委員長通達）を発出し通報規程を整備するとともに、本年2月、通報窓口の専用メールアドレスをホームページ上に掲出した。</p> <p><b>【文部科学省】</b> 左記のとおり措置済みである。</p> <p><b>【法務省】</b> 公安調査庁においては、「公安調査庁公益通報事務処理要綱の一部改正について」（平成22年3月26日付け公調総発第264号次長依命通達）を発出の上、通報対象範囲に職務上の法令違反行為及び職務外の法令違反行為を含めることとした。</p> <p><b>【農林水産省】</b> 通報対象事実の範囲に職務外の法令違反行為を含めることで「農林水産省職員内部通報処理要領」の改正を本年度内に行う予定である。</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
<p>また、通報規程において通報対象事実の範囲を職務上の法令違反行為としている機関については、通報対象事実の範囲に職務外の法令違反行為などを含めることにより適正な業務を推進する上で必要と認める事実を加えることについて検討すること。(宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)</p>	<p>要領の実効性の確保を図っていくこととし、職務外の法令違反行為を含めることについては、制度の運用状況を見極めながら検討することとした。</p> <p><b>【宮内庁】</b> 左記の勸告内容に従い、現在、「宮内庁における公益通報の適切な処理に関する内規（平成18年3月31日宮内庁長官決裁）」についての改正を行い、通報対象事実の範囲に職務外の法令違反行為を含めることを検討中である。</p> <p><b>【公正取引委員会】</b> 通報対象事実の範囲に職務外の法令違反行為等を含めることにより適正な業務を推進する上で必要と認める事実を加えることについて、検討する。</p> <p><b>【国家公安委員会】</b> 通報対象事実の範囲については、職務上の法令違反行為のみならず、国家公務員倫理法等に違反する行為についても規定しており、それ以上に範囲を拡大する必要性があるか否かについては、検</p>	<p><b>【宮内庁】</b> 通報対象事実の範囲に職務外の法令違反行為を含めることについて、平成22年度中に「宮内庁における公益通報の適切な処理に関する内規（平成18年3月31日宮内庁長官決裁）」を改正することを引き続き検討している。</p> <p><b>【公正取引委員会】</b> 通報対象事実の範囲に職務外の法令違反行為等を含めることにより適正な業務を推進する上で必要と認める事実を加えることについて検討した結果、業務を遂行する上では、通報対象事実の範囲は職務上の法令違反行為のみで充分であり、職務外の法令違反行為等を含める必要を認めないとの結論に至った。</p> <p><b>【国家公安委員会】</b> 通報対象事実の範囲については、職務上の法令違反行為に加えて、国家公務員倫理法等に違反する行為についても規定するとともに、広く職務外の法令違反行為一般についても通報を受け付ける</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>討中である。</p> <p><b>【金融庁】</b> 職務外の法令違反行為についても受付対象外とすることとしておらず事務の運営上支障はないが、その有効性や活用状況を踏まえ、必要に応じ見直しについて検討することとする。</p> <p><b>【総務省】</b> 「総務省職員等からの通報等に関する訓令」(平成 18 年 3 月 30 日総務省訓令第 14 号)の通報対象事実の範囲に職務外の法令違反行為などを含めることについては、現在、検討中である。</p> <p><b>【法務省】</b> 平成 21 年 10 月 2 日付け法務省秘総第 997 号事務次官通達「法務本省公益通報事務処理要領の改正について」を発出の上、法令違反行為のほか内規違反等についても内部通報に関する取扱いに準ずることとした。</p> <p><b>【外務省】</b> 平成 21 年 7 月、「公益通報者保護法に基づく公</p>	<p>こととしている。</p> <p><b>【金融庁】</b> 「非違行為等に対する即応体制について」(平成 21 年 12 月 9 日付け(金)総第 4159 号総務課長通知)を全職員に周知し、職務外の法令違反行為について通報を受け付ける体制を整備した。</p> <p><b>【総務省】</b> 「総務省についての法令違反行為等に関する通報の処理等に関する訓令」を制定し、総務省及び総務省職員(総務省の職員以外で総務省の事業に従事する者を含む。)についての法令違反行為(当該法令違反行為が生じるおそれがある場合を含む。)その他コンプライアンス(法令の背後にある社会的要請に応えることを含む。)に違反する行為に関する通報を対象とすることを明示した。</p> <p><b>【法務省】</b> 左記通達に基づき、法令違反行為のほか内規違反等についても内部通報に関する取扱いに準じて処理している。</p> <p><b>【外務省】</b> 左記のとおり措置済みである。</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>益通報に係る事務処理要綱（内部の職員からの通報）」（以下、「規程」）を改訂し、通報受付の対象として「職務外の法令違反行為を含む適正な業務の推進に資する事実について」も受け付ける旨規程に明示し、職員に通知した。</p> <p><b>【財務省】</b>  これまででも職務外の法令違反行為に係る情報提供があった場合においても適切に対応しているところであるが、今回の勸告を踏まえ、今後の課題として検討してまいりたい。</p> <p><b>【文部科学省】</b>  職務外の法令違反についても加えることについて検討中である。</p> <p><b>【厚生労働省】</b>  厚生労働省においては、「厚生労働省における内部の職員等からの法令違反行為に関する通報に対する事務手続に関する訓令」を改正（平成21年4月1日から施行）し、職務外の法令違反行為も対象とした。</p> <p>社会保険庁においては、職務外の法令違反行為の連絡が国民からの苦情等窓口にあった場合は、担当部署への連絡を行うなど、事実上然るべき対</p>	<p>その後の改善措置状況に係る回答</p> <p><b>【財務省】</b>  職務外の法令違反行為などについても情報提供として取り扱うことについて、今年度中を目途に関係機関に通知するとともに、パブリックフォルダに掲載することを予定している。</p> <p><b>【文部科学省】</b>  職務外の法令違反を加えることについて、他府省の取組を参考にするなど、引き続き検討中である。</p> <p><b>【厚生労働省】</b>  厚生労働省においては、左記のとおり、措置済みである。</p> <p>社会保険庁については、平成21年12月31日をもって廃止された。</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>応を行っているが、通報対象の範囲について、今後、職務外の法令違反行為も含めるよう、「社会保険庁法令遵守委員会運営要領」を改正すること等を検討してまいりたい。</p> <p><b>【経済産業省】</b></p> <p>職務上の法令違反行為のほか、適正な業務を推進する上で必要と認められるものとして、契約違反行為を通報対象事実の範囲に加えているところ。また、職員の職務外の法令違反行為に係る通報については、既に設置されているヘルプラインにおいて受け付ける仕組みが整備されているところ。引き続き、上記の現行通報制度を活用するとともに、必要に応じて、通報対象事実の範囲について検討を行う。</p> <p><b>【国土交通省】</b></p> <p>国土交通省においては、公益通報者の保護を図るとともに省内の法令等遵守を図るため、公益通報窓口（外部窓口を含む。）を設置し、適切に対応しているところであるが、通報規程上の通報対象事実の範囲に関し、職務上・職務外を問わず取り扱う旨の明示について、検討する。</p>	<p>その後の改善措置状況に係る回答</p> <p><b>【経済産業省】</b></p> <p>職務上の法令違反行為のほか、適正な業務を推進する上で必要と認められるものとして、契約違反行為を通報対象事実の範囲に加えているところ。また、職員の職務外の法令違反行為に係る通報については、既に設置されているヘルプラインにおいて受け付ける仕組みが整備されているところ。引き続き、上記の現行通報制度を活用するとともに、その利用の態様を踏まえながら、必要に応じて、通報対象事実の範囲に、職務外の法令違反行為を加えることについて引き続き検討を行う。</p> <p><b>【国土交通省】</b></p> <p>国土交通省においては、通報規程上の通報対象事実の範囲に関し、職務上・職務外を問わず取り扱う旨の明示について、検討してきたが、運用上は、これまでも職務上・職務外を問わず通報を受付・処理してきたところであることから、通報規程上の通報対象事実の範囲に職務外の法令違反行為を含む旨ホームページやイントラネットにより</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>気象庁においては、「気象庁職員公益通報処理要領」を改正し、職務上の法令違反行為に限らず、職務外の法令違反行為についても通報を受ける体制とした。</p> <p>海上保安庁においては、当庁の公益通報処理要領の作成に当たっては、「国の行政機関の通報処理ガイドライン」(内部職員等からの通報)に沿って、「<u>当庁に係る法令違反等に関する通報</u>」としていたところ、平成 21 年 3 月 27 日付け公益通報事務処理要領の改正において「当庁に係る」を削除することで、職務上の法令違反行為だけでなく、すべての法令違反行為を通報対象範囲とした。</p> <p><b>【環境省】</b> 内部通報の通報対象事実の範囲に職務外の法令違反行為等を含めることとする通報規程の改正について、検討を行う。</p> <p><b>【防衛省】</b> 職務外の法令等違反行為については、これまで</p>	<p>職員等に対し更なる周知を行ったところ。</p> <p>気象庁においては、左記のとおり措置済みである。</p> <p>海上保安庁においては、左記のとおり措置済みである。</p> <p><b>【環境省】</b> 「環境省職員等からの通報等の処理要領」の関係規定を改正し、内部通報の通報対象事実の範囲を環境省の行政上の行為についての法令違反行為に関する通報及び環境職員による違法、不当な行為に関する通報とする改正を行い、平成 22 年 5 月から施行した。</p> <p><b>【防衛省】</b> 職務外の法令違反行為については、これまでも</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
<p>③ 内部通報制度及び内部通報窓口の担当部署、連絡先等を的確に通報対象者に対して周知するため、職員に対してイントラネット等を用い周知するとともに、契約先の労働者等に対してホームページ等を用いた周知を行うこと。(宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)</p>	<p>も内部通報があった場合には、情報提供として適切に取扱っているところであるが、勧告の趣旨も踏まえ、内部通報に関する規則を見直すことについて、現在、検討しているところである。</p> <p><b>【宮内庁】</b> 左記の勧告内容に従い、当庁における内部通報制度に関する規程である「宮内庁における公益通報の適切な処理に関する内規（平成 18 年 3 月 31 日宮内庁長官決裁）」及び「宮内庁公益通報処理要領（平成 18 年 3 月 31 日長官官房秘書課長決裁）」の内容、担当部署、連絡先等について、当庁内外への具体的な周知方法を検討中である。</p> <p><b>【公正取引委員会】</b> 内部通報制度、内部通報窓口の担当部署、連絡先等をホームページ上に掲載することとする（今</p>	<p>内部通報があった場合には、情報提供として適切に取扱ってきたところであるが、勧告の趣旨も踏まえ、平成 22 年 5 月 24 日に「防衛省における公益通報の処理及び公益通報者の保護に関する訓令の実施について」（平成 18 年 3 月 29 日付け官文第 3087 号大臣官房長通知）を改正し、職務外の法令違反行為に関する通報等のように公益通報に該当しない通報があった場合には、業務の推進に資すると認められるものに限り、これを情報提供として受け付け、その内容に係る業務を所掌する課等に連絡することとし、規程に明示した。</p> <p><b>【宮内庁】</b> 当庁における内部通報制度に関する規程である「宮内庁における公益通報の適切な処理に関する内規（平成 18 年 3 月 31 日宮内庁長官決裁）」及び「宮内庁公益通報処理要領（平成 18 年 3 月 31 日長官官房秘書課長決裁）」の内容、担当部署、連絡先等を当庁内外に対して、平成 22 年度中にホームページへ掲載するなどの方法により周知すべく検討している。</p> <p><b>【公正取引委員会】</b> 内部通報制度、内部通報窓口の担当部署、連絡先等をホームページ上に掲載した（平成 22 年 1</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>年度中に実施予定)。</p> <p><b>【国家公安委員会】</b>            契約先の労働者等に対する内部通報窓口等の周知については、「内部通報・相談窓口の設置等について」(平成18年3月31日付け長官官房人事課長通知)により制度発足当初から、契約の締結に関する事務を主管する部署において、契約締結時に資料を活用するなどして徹底を図るよう定められているが、さらに、平成21年9月、ホームページにも内部通報制度及び内部通報窓口の担当部署、連絡先等を掲載した。</p> <p><b>【外務省】</b>            契約先の労働者等のうち省内LANにアクセス可能な者は内部通報制度、連絡先等は既知。            省内LANにアクセスできない契約先労働者等に対しては、平成21年9月、通報対象者及び対象通報内容を明示し、内部通報制度そのものであることが分かる「監察査察意見提案窓口」についての説明をインターネットの当省ホームページに掲載した。</p> <p><b>【財務省】</b>            今回の勸告を踏まえ、契約先の労働者等に対する周知方法を検討してまいりたい。</p>	<p>月)。</p> <p><b>【国家公安委員会】</b>            契約先の労働者等に対する内部通報窓口等の周知のため、平成21年9月に、ホームページに内部通報制度及び内部通報窓口の担当部署、連絡先等を掲載したところであり、引き続き周知していくこととしている。</p> <p><b>【外務省】</b>            左記のとおり措置済みである。</p> <p><b>【財務省】</b>            今年度中を目途に契約先の労働者等に対してホームページを用いて周知することを予定してい</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p><b>【文部科学省】</b>  内部通報制度及び内部通報窓口の担当部署、連絡先等については、文部科学省及び文化庁の職員限定のホームページにおいてその旨周知している。</p> <p>契約先の労働者等に対する周知方法については、文部科学省及び文化庁のホームページに、内部通報制度の連絡先等を掲示するための方法等を検討中である。</p> <p><b>【厚生労働省】</b>  社会保険庁においては、内部通報制度及び内部通報窓口の担当部署、連絡先等は、職員に対しイントラネット等を用いて周知している。</p> <p>また、ホームページ上に「法令違反通報窓口」を設けており、「社会保険庁（本庁、社会保険事務局及び社会保険事務所等）の職員の職務上の法令違反又はその疑いのある事実」を通報対象と明示したものを掲載し、契約先の労働者等からも通報を受け付けている。</p> <p><b>【農林水産省】</b>  「農林水産省職員内部通報処理要領」について省内掲示板に掲載するとともに、同要領に基づく内部通報制度の円滑かつ的確な運用について庶務</p>	<p>る。</p> <p><b>【文部科学省】</b>  契約先の労働者等への周知方法について、引き続きホームページへの掲載や他の効果的な周知方法について、年度内を目途に結論を出すべく検討中である。</p> <p><b>【厚生労働省】</b>  社会保険庁については、平成21年12月31日をもって廃止された。</p> <p><b>【農林水産省】</b>  平成21年10月及び平成22年4月の人事異動時において、連絡先等を更新し、職員掲示板に掲載を行った。なお、契約先の労働者に対する周知方</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>課長会議で徹底するなど、全職員に対し制度の周知を行った。なお、契約先の労働者に対する周知方法については、ホームページへの掲載も含め検討している。</p> <p><b>【経済産業省】</b></p> <p>職員に対してイントラネットを用いて内部通報制度及び内部通報窓口の担当部署等について周知を図っているところ。契約先の労働者等に対しては、今回の勧告を踏まえ、平成21年度中を目途にホームページを用いた周知を図る予定。</p> <p><b>【国土交通省】</b></p> <p>気象庁においては、職員に対してイントラネット、電子掲示板により内部通報窓口を周知している。契約先の労働者等に対しては、当庁職員の法令違反についての通報制度及び通報窓口の周知を、ホームページに掲載して行うよう手続を行っており、手続が整い次第掲載する。</p> <p>海上保安庁においては、契約先の労働者等に対する内部通報制度及び内部通報窓口等については、海上保安庁ホームページにおいて掲載するこ</p>	<p>法については、本年度内に行う予定としている「農林水産省職員内部通報処理要領」の通報対象事実の範囲の改正に併せて、ホームページへ掲載することとしている。</p> <p><b>【経済産業省】</b></p> <p>契約先の労働者等に対しては、平成22年6月中に、ホームページを用いた周知を図る予定。</p> <p><b>【国土交通省】</b></p> <p>気象庁においては、契約先の労働者等に対しても周知するため、平成21年12月8日に気象庁ホームページの公益通報ページを更新し、内部通報窓口等を記載した。</p> <p>また、当該労働者等に対しても広く周知するよう、本庁招集会議（平成21年10月総務部長会議）における席上説明及び管区機関等へ文書により依頼するとともに、契約時において、会社及び当該労働者に対して、公益通報制度の説明を行った。</p> <p>海上保安庁においては、契約先の労働者等に周知を図るため、平成22年3月に「海上保安庁職員等公益通報処理要領実施細則」を改正し、海上保</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
<p>④ 電子メール等の通報手段については、専用アドレスを設けるなど、通報者の秘密の保持に配慮し、安心して通報できるよう措置すること。(宮内庁、公正取引委員会、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省)</p>	<p>とで検討を進めている。</p> <p><b>【環境省】</b> 職員に対する周知は職員ポータルサイトへの掲示で既に行っているところであるが、環境省の契約先の労働者に対する周知の方法を検討している。</p> <p><b>【宮内庁】</b> 通報手段のうち、電話、ファックスについては、既に専用回線を設けているので、これに加えて、左記の勧告内容に従い、電子メールでの通報手段についても専用アドレスを設けることを検討中である。</p> <p><b>【公正取引委員会】</b> 通報者の秘密の保持に配慮し、安心して通報できるようにするため、通報の受付を外部の弁護士に依頼することとし、当該弁護士への電話、郵便等による通報も通報手段として認めることとする(今年度中に実施予定)。また、通報受付専用の電話を設けることについては、検討することとする。</p> <p><b>【法務省】</b> 公安調査庁においては、これまで専用化が図ら</p>	<p>安庁ホームページに掲載する規定を加え、同ホームページによる周知を開始した。</p> <p><b>【環境省】</b> 内部通報制度及び通報窓口について、引き続き職員ポータルサイトを活用し周知した。また、契約先の労働者に対しての周知については、他の府省の検討状況を見つつ、平成22年度中を目途に引き続き周知方法等を検討する。</p> <p><b>【宮内庁】</b> 通報手段のうち、電話及びファックスについては、既に専用回線を設置している。 今後、平成22年6月を目途に専用アドレスを設けることにより、電子メールでの通報にも対応できるよう関係部署と準備を進めている。</p> <p><b>【公正取引委員会】</b> 通報者の秘密の保持に配慮し、安心して通報できるようにするため、通報の受付を外部の弁護士に依頼することとし、当該弁護士への電話、郵便等による通報も通報手段として認めた(平成21年8月)。また、通報受付専用の電話を設けることについては、弁護士への通報を代替手段とする。</p> <p><b>【法務省】</b> 公安調査庁においては、昨年4月1日をもって、</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>れてこなかったファックスについて、今年4月1日をもって専用化するなど、電子メール等の通報手段はすべて通報専用措置済みである。</p> <p><b>【外務省】</b></p> <p>電子メールについては、既に専用アドレスを有し、管理体制も万全に整えている。郵便・書簡等についても、万全な管理体制を整え、職員にも通知されている。</p> <p>平成21年9月、通報専用内線電話番号を定め、担当者以外応答しないこととし、省内に周知した。</p> <p>平成21年9月、新規にファックス機を購入し、通報受付専用とした。監察査察官のみが管理する。</p> <p><b>【財務省】</b></p> <p>財務本省においては、これまでも内部通報窓口の担当者を個室に配置するなど、通報者の秘密の保持に配慮してきたところであるが、今回の勧告を踏まえ、更に、通報者が安心して通報できるような措置（専用のメールアドレスの設置等）を検討してまいりたい。</p> <p>国税庁においては、これまでも通報者の秘密の保持に配慮してきたところであるが、今回の勧告を踏まえ、更に、通報者が安心して通報できるような措置（専用のメールアドレスの設置等）につ</p>	<p>電子メール等の通報手段をすべて通報専用措置済みである。</p> <p><b>【外務省】</b></p> <p>左記のとおり措置済みである。</p> <p><b>【財務省】</b></p> <p>今年度中を目途に通報受付専用の電子メールアドレスを設置することを予定している。</p> <p>また、通報受付専用のファクシミリについては、今後の通報件数等、費用対効果を考慮して検討する。</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>いても検討してまいりたい。</p> <p><b>【文部科学省】</b>  文部科学省本省及び文化庁における内部通報専用ファックス及び内部通報専用電話の設置については、今後の相談状況、件数等を勘案し、設置についての検討を行う。</p> <p><b>【厚生労働省】</b>  通報専用アドレスについては平成18年に設置済みである。また、通報専用直通電話については設置予定（平成21年中）である。  なお、平成21年度から、「厚生労働省における内部の職員等からの法令違反行為に関する通報に対する事務手続に関する訓令の運用等について（平成18年3月31日人発第0331021号人事課長通知）」を改正し、外部相談窓口（弁護士）も設置したところ。</p> <p><b>【農林水産省】</b>  電子メールについては、全国の受付窓口に専用アドレスを設置した。  通報受付専用の電話及びファックスの設置については、今後の受付件数の動向を見極めつつ、費用対効果も踏まえ検討する。</p> <p><b>【国土交通省】</b></p>	<p><b>【文部科学省】</b>  文部科学省本省及び文化庁における内部通報専用ファックス及び内部通報専用電話の設置については、現在までの通報実績は無いことから、今後の実績等を勘案し検討を行う。</p> <p><b>【厚生労働省】</b>  通報専用アドレスについては平成18年に設置済みである。また、通報専用直通電話については、平成22年6月1日に設置することとしている。  なお、左記のとおり、平成21年度から、外部相談窓口（弁護士）も設置したところ。</p> <p><b>【農林水産省】</b>  「農林水産省職員内部通報処理要領」施行後、1年間に受けた通報は、ほとんどが匿名であり、その通報手段も電子メール及び手紙によるものがほとんどであることから、通報受付専用の電話及びファックスの設置については、今後の受付件数の動向を見極めつつ、判断することとする。</p> <p><b>【国土交通省】</b></p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
<p>2 非違行為に対する適切な対応の確保</p> <p>(1) 非違行為に対する即応体制、処分等の手続の透明性の確保</p> <p>関係府省は、非違行為への迅速・的確な対応及び処分等の公平性・透明性を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 非違行為発生時における関係情報を組織内部において迅速・的確に伝達するための手順を規定すること。(内閣府、宮内庁、公正取引委員会、金融庁、総務省、法務省、</p>	<p>気象庁本庁においては、通報専用のアドレス設定が出来次第運用を開始する。また、電話・ファックスの専用化については、周知の準備が出来次第運用を開始する。</p> <p>海上保安庁においては、平成 21 年 3 月 27 日付け公益通報事務処理要領実施細則を制定し、公益通報窓口専用の電子メールアドレスを設定し、運用を開始した。また、電話及びファックスの受付専用窓口については、通報の秘匿性の確保が困難な勤務環境となっており、設置方法について検討中である。</p> <p><b>【内閣府】</b></p> <p>これまで、非違行為又はその疑いがある場合、各部局から速やかに人事課に報告がなされており、報告に基づき人事課において遅滞なく処分権</p>	<p>気象庁においては、通報専用電話・ファックス及び通報専用アドレスを設け、気象庁ホームページ及びイントラネットページに掲載し、平成 21 年 12 月 8 日から運用を開始した。また、管区機関等へ文書によりその旨周知した。</p> <p>海上保安庁においては、公益通報窓口専用の電子メールアドレスの設定については、左記のとおり改善措置済みである。</p> <p>また、ファックスの受付については、平成 22 年 3 月に「海上保安庁職員等公益通報処理要領実施細則」を改正し、ファックスによる通報ができるよう加えた。</p> <p><b>【内閣府】</b></p> <p>手順に関する規定がないことによる運用上の支障は生じていないところであるが、今後、規定を設けている他省庁の例を参考に検討する。</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
<p>外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)</p>	<p>者等に関係情報の報告を行っている。手順に関する規定がないことによる運用上の支障は生じていないところであるが、今後、規定を設けている他省庁の例を参考に検討する。</p> <p><b>【宮内庁】</b> 平成 22 年度からの実施に向けて、現在、他府省における規程等を参考にして、非違行為発生時に迅速・的確に情報を把握し、対処するための連絡手順及び体制を明確にした規程の作成準備を進めているところである。</p> <p><b>【公正取引委員会】</b> 今年度中を目途に、非違行為発生時の情報伝達手順等に関する規程を策定することとする。</p> <p><b>【金融庁】</b> 非違行為発生時における初期対応要領を作成し、人事当局と各局人事担当補佐が共通認識を有しているため、これまで迅速・的確な情報伝達に問題は生じていないが、他省庁のような、より詳細な手順の整備について検討していきたい。</p> <p><b>【総務省】</b> 手順の作成について、現在、検討中である。</p> <p><b>【法務省】</b> 平成 21 年 7 月 30 日付け法務省大臣官房人事課</p>	<p>その後の改善措置状況に係る回答</p> <p><b>【宮内庁】</b> 非違行為発生時に迅速・的確に情報を把握し、対処するための連絡手順及び体制を明確にした規程を平成 22 年 7 月に作成すべく、関係部局と調整中である。</p> <p><b>【公正取引委員会】</b> 非違行為発生時の情報伝達手続等に関する規程については、年内に策定するよう作業を進めることとする。</p> <p><b>【金融庁】</b> 「非違行為等に対する即応体制について」（平成 21 年 12 月 9 日付け（金）総第 4159 号総務課長通知）を整備し、全職員に周知した。</p> <p><b>【総務省】</b> 本年度中に手順を作成し、周知する予定である。</p> <p><b>【法務省】</b> 左記依命通達に基づき、非違行為発生時におけ</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>長依命通達「職員による非違行為への対応について」を本省局部課及び本省所管各庁あて発出し、非違行為発生時における関係情報を組織内部において、迅速・的確に伝達するための手順を規定した。</p> <p>公安審査委員会においては、今年中を目途に、法務本省等の規定を参考にして手順を規定することを予定している。</p> <p><b>【外務省】</b></p> <p>当省においては非違行為が発出した場合の情報伝達・共有の手順は確立しており、明文の規定がないことのみをもって情報の迅速・的確な伝達が確保されないわけではない。さらに、非違行為への対応にあたっては、その具体的対応において情報の取扱いを個別に判断する必要があるが、勧告の趣旨を踏まえ、今後、手順を規定することを含め引き続き検討していく。</p> <p><b>【文部科学省】</b></p> <p>非違行為の連絡体制等の整備について検討中である。</p>	<p>関係情報を組織内部において、迅速・的確に伝達する措置を引き続き実施している。</p> <p>公安審査委員会においては、「公安審査委員会事務局職員による非違行為への対応について」（平成21年9月7日付け公安審第75号公安審査委員会事務局局長依命通達）を発出し、非違行為発生時における関係情報の伝達手順を規定した。</p> <p><b>【外務省】</b></p> <p>当省においては非違行為が発出した場合の情報伝達・共有の手順は確立しており、明文の規定がないことのみをもって情報の迅速・的確な伝達が確保されないわけではない。さらに、非違行為への対応にあたっては、その具体的対応において情報の取扱いを個別に判断する必要があるが、勧告の趣旨を踏まえ、今後、手順を規定することを含め引き続き検討していく。</p> <p><b>【文部科学省】</b></p> <p>平成21年12月に非違行為の連絡体制の整備を行い、関係者に連絡体制図を手渡しの上、口頭で周知した。</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p><b>【厚生労働省】</b>  「厚生労働省における内部の職員等からの法令違反行為に関する通報に対する事務手続に関する訓令の運用等について（平成 18 年 3 月 31 日人発第 0331021 号人事課長通知）」を改正し、所属部局の人事担当者等に速やかに報告し、報告を受けた人事担当者等は遅滞なく通報窓口へ報告する連絡体制を明記した。</p> <p><b>【農林水産省】</b>  「水産庁懲戒事項等取扱要領」（平成 21 年 3 月 27 日付け水産庁長官名）を制定した。  「水産庁懲戒事項等取扱要領」において、非違行為等に該当する疑いがあると思料するときは、遅滞なく漁政課長に報告することについて規定した。</p> <p><b>【経済産業省】</b>  今回の勸告を踏まえ、平成 21 年度中を目途に非違行為発生時における情報伝達の手順に係る規程を作成予定。</p> <p><b>【国土交通省】</b>  国土交通省本省においては、非違行為発生時における関係情報を組織内部において迅速・的確に伝達するための体制の整備について適切に指導し</p>	<p><b>【厚生労働省】</b>  左記のとおり、措置済みである。</p> <p><b>【農林水産省】</b>  左記のとおり措置済みである。</p> <p><b>【経済産業省】</b>  今回の勸告を踏まえ、非違行為発生時に事実関係を迅速かつ正確に把握するなどの情報伝達に関する手順案を作成。平成 22 年 7 月を目途に周知を図る予定。</p> <p><b>【国土交通省】</b>  国土交通省本省においては、非違行為発生時の伝達手順について、規定化する方向で調整中。</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
<p>② 矯正措置に係る規定を明定していない本府省等にあつては、規程を策定し職員に明示すること。(宮内庁、金融庁、法務省、財務省、農林水産省、経済産業省)</p>	<p>ているところであるが、手順を規定化することについては引き続き状況を踏まえて検討する。</p> <p>気象庁においては、職員の非違行為等に係る連絡体制について、早ければ今年度内に規定化する方向で速やかに整える予定である。</p> <p><b>【環境省】</b> 職員の非違行為に関する情報の内部伝達手順を定める規程の整備について、他府省の規定を参考にしつつ、検討を行う。</p> <p><b>【宮内庁】</b> 平成 22 年度からの実施に向けて、現在、他府省における規程等を参考にして、規程の作成準備を進めているところであり、規程の作成後は職員情報ボード等で職員への周知を予定している。</p> <p><b>【金融庁】</b> 人事当局において、矯正措置の意義、種類及び処分（措置）者等について記載した「金融庁における矯正措置」を規定し、これに基づき矯正措置を講じているところである。</p> <p>今後、職員への明示等の公平性・透明性を勘案</p>	<p>気象庁においては、平成 22 年 5 月に「職員の非違行為に係る連絡体制の構築について（通知）」により、職員の非違行為に係る連絡体制の在り方を定め、管区等へ通知するとともに、管区等における連絡体制の構築を指示した。</p> <p><b>【環境省】</b> 非違行為発生時における組織内部の伝達手順については、他府省の検討状況を見つつ、平成 22 年度中を目途に引き続き検討を行う。</p> <p><b>【宮内庁】</b> 矯正措置に係る規程を平成 22 年 7 月に作成すべく、関係部局と調整中であり、規程の作成後は職員情報ボード等で職員へ周知する。</p> <p><b>【金融庁】</b> 「金融庁職員の訓告等に関する規程」（平成 22 年 6 月 1 日付金融庁訓令第 17 号）を策定し、全職員に周知した。</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>して検討していきたい。</p> <p><b>【法務省】</b> 公安審査委員会においては、今年中を目途に、法務本省等の規定を参考にして規程を策定し、職員に明示することを予定している。</p> <p><b>【財務省】</b> 今回の勧告を踏まえ、「財務省職員の訓告等に関する規程」(平成 21 年 9 月 14 日付け財務省訓令特第 20 号)を策定し、関係機関に通知するとともに、パブリックフォルダに掲載した。</p> <p><b>【農林水産省】</b> 「水産庁懲戒事項等取扱要領」(平成 21 年 3 月 27 日付け水産庁長官名)を制定し、関係機関に通知を行った。 「水産庁懲戒事項等取扱要領」において、矯正措置に係る取扱いについても明示的に規定した。</p> <p><b>【経済産業省】</b> 今回の勧告を踏まえ、平成 21 年度中を目途に矯正措置の種類、手続等に係る規程を作成予定。</p>	<p><b>【法務省】</b> 公安審査委員会においては、「公安審査委員会事務局職員の訓告等に関する訓令」(平成 21 年 9 月 7 日付け公安審査委員会訓令第 5 号)及び「公安審査委員会事務局職員の訓告等に関する訓令の運用について」(平成 21 年 9 月 7 日付け公安審第 74 号公安審査委員会委員長通達)を發出し、矯正措置に係る規定を職員に明示した。</p> <p><b>【財務省】</b> 左記のとおり措置済みである。</p> <p><b>【農林水産省】</b> 左記のとおり措置済みである。</p> <p><b>【経済産業省】</b> 今回の勧告を踏まえ、矯正措置の種類、手続等に係る規程案を作成。平成 22 年 7 月を目途に制定</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
<p>また、既に当該規程を策定している本府省等にあっても、矯正措置の量定について、公平・公正性や透明性が担保されるよう基準を設けること。(内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省)</p>	<p><b>【内閣府】</b> 量定の基準等を設けることについては、今後、他省庁の例を参考に検討する。</p> <p><b>【公正取引委員会】</b> 矯正措置の量定について、公平・公正性や透明性が担保されるよう基準を設けることについて検討することとする。</p> <p><b>【国家公安委員会】</b> 矯正措置については、過去の事例等を踏まえて適切に実施しているところであり、量定について基準を設けることについては、他省庁の基準等を踏まえて検討する。</p> <p><b>【総務省】</b> 基準の設定につき、現在、検討中である。</p> <p><b>【法務省】</b> 矯正措置の量定に係る基準については、他省庁の取扱い等を参考に現在検討中である。</p> <p><b>【外務省】</b> 処分の量定に係る基準の作成については、非違行為に係る個別事情に応じて個別具体的に判断されるべきであるにもかかわらず、かかる個別事情</p>	<p>予定。</p> <p><b>【内閣府】</b> 量定の基準等を設けることについては、今後、他省庁の例を参考に検討する。</p> <p><b>【公正取引委員会】</b> 矯正措置の量定については、引き続き公平・公正性や透明性が担保されるような基準を設けることについて検討を行い、年度内に結論を得ることとする。</p> <p><b>【国家公安委員会】</b> 矯正措置については、過去の事例等を踏まえて適切に実施しているところであり、量定について基準を設けることについては、他省庁の基準等を踏まえて、引き続き検討することとしている。</p> <p><b>【総務省】</b> 基準の設定につき、引き続き検討中である。</p> <p><b>【法務省】</b> 矯正措置の量定に係る基準については、他省庁の取扱い等を参考に引き続き検討中である。</p> <p><b>【外務省】</b> 処分の量定に係る基準の作成については、非違行為に係る個別事情に応じて個別具体的に判断されるべきであるにもかかわらず、かかる個別事情</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>よりも基準に定められた量定に大きく影響されることとなりかねないといった側面等を考慮する必要がある、かかる基準を作成するか否かの判断は、個々の具体的な事案に直面している任免権者の責任において個別に判断されるべきものと考えているが、勧告の趣旨を踏まえ、今後基準を設けることを含め引き続き検討していく。</p> <p><b>【財務省】</b></p> <p>国税庁においては、今回の勧告を踏まえ、他府省における取組等を参考に、今後の課題として検討してまいりたい。</p> <p><b>【文部科学省】</b></p> <p>基準を設けるに当たり、矯正措置の過去の事例や他省庁の基準を踏まえて処分量定の公平・公正が担保されるよう検討中である。</p> <p><b>【厚生労働省】</b></p> <p>厚生労働省においては、矯正措置について、現行の「厚生労働省職員の訓告等に関する規程」（平成19年3月30日厚生労働省訓第13号）に基づき、過去の事例等を参照して、適切に対処しているところであるが、公平性を確保するため、他省庁の量定の考え方を考慮しつつ、基準化を検討。</p> <p><b>【農林水産省】</b></p>	<p>よりも基準に定められた量定に大きく影響されることとなりかねないといった側面等を考慮する必要がある、かかる基準を作成するか否かの判断は、個々の具体的な事案に直面している任免権者の責任において個別に判断されるべきものと考えているが、勧告の趣旨を踏まえ、今後基準を設けることを含め引き続き検討していく。</p> <p><b>【財務省】</b></p> <p>国税庁においては、今回の勧告を踏まえ、他府省における取組等を参考に、引き続き、今後の課題として検討してまいりたい。</p> <p><b>【文部科学省】</b></p> <p>過去の事例や他省庁の基準等について調査しているところであり、引き続き検討を行う。</p> <p><b>【厚生労働省】</b></p> <p>厚生労働省においては、矯正措置について、現行の「厚生労働省職員の訓告等に関する規程」（平成19年3月30日厚生労働省訓第13号）に基づき、過去の事例等を参照して、適切に対処しているところであるが、公平性を確保するため、他省庁の量定の考え方を考慮しつつ、引き続き、基準化を検討する。</p> <p><b>【農林水産省】</b></p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>矯正措置については、非違行為の動機・重大性・悪質性・情状酌量等総合的に勘案し処分を行っており、基準化を行うことは困難ではあるが、ある程度、類型化が可能な交通法規違反については、量定についての定量的な判断基準を整備し、これに即して運用している。</p> <p>このほか、事案の蓄積による類型化が可能なものがあるかどうか引き続き検討する。</p> <p><b>【国土交通省】</b></p> <p>国土交通省本省においては、職員の処分は、非違行為の態様（動機・重大性・悪質性・情状酌量等）を総合的に勘案し処分を行っており、基準化を行うことは困難ではある。交通違反については、ある程度、類型化が可能なため、量定について定量的な判断基準を設け、これを参考に運用している。</p> <p>このほか、事案の蓄積による類型化が可能なものがあるかどうか引き続き検討する。</p> <p>気象庁においては、非違行為の量定判断については、事案ごとに悪質性、責任の度合いなどが様々であり、一律の基準を定めがたいため基準を作成することは困難であるが、減点が目安となる交通事案に係る処分量定については、本省に準じて「標</p>	<p>引き続き、交通法規違反事案以外についても事案の蓄積による類型化が可能なものがあるかどうかを検討することとしている。</p> <p><b>【国土交通省】</b></p> <p>国土交通省本省においては、交通違反や交通事故については、既に基準を設け運用しているところであり、今後、可能なものから順次基準化に取り組んでいく。</p> <p>気象庁においては、交通事故・違反以外の非違行為について、当庁で処分した過去の矯正措置事案を行為別に整理し、量定基準の策定について検討を実施した。</p> <p>現状では事案の蓄積により類型化できる行為等</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>準処分量定表」を作成し、イントラネットに掲載している。なお、当庁の非違行為にかかるデータベースを作成し、類似事案の迅速な検索を可能とした。これにより、類似事案の量定比較が容易となり、事務処理の迅速化と公平・公正性が担保される。今後、データベースをもとに標準例による量定基準の策定を進めることとしている。</p> <p>海上保安庁においても、非違行為の量定判断は、事案ごとに悪質性、責任の度合いなどが様々であり、一律の基準を定めがたいため基準を作成することは困難であるが、従来から、例えば、交通事故における違反行為に対する基礎点数と付加点数に応じた基準を定めているところである。</p> <p>このほか、事案の蓄積による類型化が可能なものがあるかどうか引き続き検討する。</p> <p><b>【環境省】</b></p> <p>公平・公正性及び透明性が担保された矯正措置の量定基準について、他府省の基準を参考にしつつ、検討を行う。</p> <p><b>【防衛省】</b></p> <p>勸告の趣旨も踏まえ、各機関等で統一した懲戒及び訓戒等の処分の量定基準（訓令）を作成しているところである。</p>	<p>がほとんど無く、矯正措置の類型的な基準を設けることは困難であるが、検討結果については、今後の矯正措置の量定に当たり、公平・公正性を確保するための一判断材料として活用していく。</p> <p>海上保安庁においては、交通法規違反や交通事故については、既に基準を設け運用しているところであり、今後、可能なものから順次基準化に取り組んで行く。</p> <p><b>【環境省】</b></p> <p>公平・公正性及び透明性が担保された矯正措置の量定基準について、他府省の基準を参考にしつつ、引き続き検討を行う。</p> <p><b>【防衛省】</b></p> <p>勸告の趣旨も踏まえ、平成22年10月を目途に、各機関等で統一した懲戒及び訓戒等の処分の量定基準（訓令）を作成しているところである。</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
<p><b>(2) 懲戒処分の適正な公表</b></p> <p>関係府省は、一連の不祥事により低下した行政及び公務員に対する信頼の回復を図るとともに職員の服務規律の遵守を徹底し、同種事案の再発防止を図る等の観点から、人事院の公表指針を踏まえ、公表対象となる懲戒処分事案について適切に公表する必要がある。 (法務省、農林水産省、国土交通省)</p>	<p><b>【法務省】</b></p> <p>平成 21 年 2 月 24 日付け法務省大臣官房人事課法務専門官事務連絡「懲戒処分の公表指針について」の職務遂行上の行為等について」を本省局部課及び本省所管各庁あて発出し、人事院の公表指針を踏まえ、公表対象となる懲戒処分事案について適切に公表することとした。また、これまで公表対象としてこなかった懲戒処分事案（諸手当等の不適正受給事案）について、過去 5 年間すべての事案（54 件）について、平成 21 年 4 月 6 日付けで公表を行った。</p> <p><b>【農林水産省】</b></p> <p>今般の勸告を受け、「職務上の行為又はこれに関連する行為」に該当するとされた兼業に関する懲戒処分について、同様な事案がないかどうかを過去 5 年間遡り調査を行ったが、指摘された事案以外に該当はなかった。</p> <p>今後とも、人事院の公表指針に沿って適切に公表を行うこととしている。</p> <p><b>【国土交通省】</b></p> <p>公表漏れがあったのは、担当職員が公表指針を認識していなかったことに原因があったため、当</p>	<p><b>【法務省】</b></p> <p>人事院の公表指針を踏まえ、公表対象となる懲戒処分事案等について、左記事務連絡に基づく取扱いを行っており、今後も適切に公表していく。</p> <p><b>【農林水産省】</b></p> <p>引き続き、人事院の公表指針に沿って適切に公表を行っている。</p> <p><b>【国土交通省】</b></p> <p>引き続き、人事院の公表指針にのっとり、適切に公表している。</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
<p>(3) 再発防止策の一層の推進</p> <p>厚生労働省は、都道府県労働局の職員が所管業務に対して有しているリスクの認識を持続させ、法令等遵守の確立に向けた一層の推進を図る観点から、職員間で非違行為事案の情報共有の徹底を図るなどの取組を行う必要がある。</p>	<p>該部局に対して、口頭により人事院の公表指針にのっとった適切な運用をするように注意した。</p> <p>今後、人事院の公表指針を踏まえ、公表漏れのないように適切に公表していく。</p> <p><b>【厚生労働省】</b></p> <p>都道府県労働局における不正経理事案を受け、平成 18 年 11 月に都道府県労働局不正経理事案等防止対策要綱を定め、会計経理事務の適正な執行と不正経理事案等再発防止の徹底について指示した。その後、不正経理事案は発生していないが、さらに、平成 20 年 12 月に都道府県労働局法令遵守要綱を定め、不正経理事案のみならず、業務執行面における職員の非違行為に対する再発防止などを含めた法令遵守の徹底を図っている。</p> <p>また、各労働局においては、法令遵守に係るチェック体制の強化のため、非違行為を確認及び指摘された場合には、当該非違行為について、各労働局長をはじめ管理者が把握することはもとより、労働局内で共有することを指示しているところである。</p> <p>さらに、労働局職員に対する研修では、具体的な不正事案をもとにした内容とするなど研修の充</p>	<p><b>【厚生労働省】</b></p> <p>平成 20 年 12 月の都道府県労働局法令遵守要綱等に沿って、引き続き、不正経理事案のみならず、業務執行面における職員の非違行為に対する再発防止などを含めた法令遵守の徹底を図っている。</p> <p>また、各労働局においては、引き続き、非違行為を確認及び指摘された場合には、当該非違行為について労働局内で共有するとともに、職員に対する研修については、具体的な不正事案をもとにした内容とするなど研修の充実に努めることを指示している。</p> <p>平成 21 年度は、20 年度における労働局の取組について、各労働局長からの内部点検による検証結果報告並びに会計事務監査指導及び中央監察等の結果報告を受け、評価したところ、現に不正経理事案は行われている事実は確認されないなど、法令遵守の徹底に係る取組は、おおむね適正に実施されているとの結果であった。今後も当該取組などの</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
<p>3 法令等遵守の一層の推進</p> <p>各府省は、法令等遵守を一層推進し、不祥事を予防する観点から、法令等遵守に係る取組についての定期的な検証・評価を行い、その結果を公表するとともに、必要な見直しを行うという取組を一層推進していく必要がある。</p>	<p>実に努めることを指示している。</p> <p>厚生労働省としては、今後も当該取組などの実施状況を定期的に点検し、検証を行っていくこととしている。</p> <p><b>【内閣府】</b></p> <p>法令等遵守に係る取組の定期的な検証・評価の具体的な方法については、法令等遵守の対象範囲、具体的な検証・評価の手法、検証・評価の成果の公表手法等につき制度を所管する行政機関と十分な協議を行い、引き続き検討を行う。</p> <p><b>【宮内庁】</b></p> <p>左記の勧告内容に従い、法令等遵守に係る取組を一層推進するため、当庁において、どのような体制を整備し、取り組んでいくことが、効果的であるのか、その具体的な措置・内容について、検討中であり、今後、他府省の例なども参考としてより検討を進めていきたい。</p> <p><b>【公正取引委員会】</b></p> <p>法令等遵守に係る取組の定期的な検証・評価の具体的な方法については、法令等遵守の対象範囲、検証・評価の方法、成果の公表手法等について、制度を所管する行政機関と十分に協議を行って、</p>	<p>実施状況を定期的に点検し、検証を行っていくこととしている。</p> <p><b>【内閣府】</b></p> <p>法令等遵守に係る取組の定期的な検証・評価の具体的な方法については、法令等遵守の対象範囲、具体的な検証・評価の手法、検証・評価の成果の公表手法等につき制度を所管する行政機関と十分な協議を行い、引き続き検討を行う。</p> <p><b>【宮内庁】</b></p> <p>国家公務員倫理法等に係る取組については、平成 21 年 12 月から倫理に係る遵守事項の浸透度を把握するなど定期的な検証・評価を行ったところ。その他の法令等遵守の対象範囲や具体的な検証・評価の仕方については、庁内全体で引き続き協議し、検討を行っていく。</p> <p><b>【公正取引委員会】</b></p> <p>法令等遵守に係る取組のうち、国家公務員倫理法等に係る取組については、国家公務員倫理週間に、倫理法理解度チェックシートを職員に配布し、これを回収・集計するとともに、集計結果に</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>引き続き検討を行う。</p> <p><b>【国家公安委員会】</b> 法令等遵守に係る取組状況については、監察等により検証し、必要な見直しを行っており、さらに、四半期ごとに、監察実施結果を国家公安委員会に報告するとともに、ホームページ等で公表しているところであり、今後とも、法令等遵守に係る取組を一層推進していくこととしている。</p> <p><b>【金融庁】</b> 政策評価において検証・評価を行い、その結果を公表していることに加え、内部通報制度にかかる受付状況をウェブサイトにおいても半期毎に公表するなど積極的な取組を行っているところ。今後も法令等遵守をより一層推進していくために、</p>	<p>基づき、研修及び周知・啓発の方法及び内容を見直している。その他、定期的な検証・評価の具体的な方法については、法令等遵守の対象範囲、検証・評価の方法、成果の公表手法等について、制度を所管する行政機関と十分に協議を行って、引き続き検討している。</p> <p><b>【国家公安委員会】</b> 法令等遵守に係る取組状況のうち、国家公務員倫理法等に係る取組については、平成21年7月から国家公務員倫理法・倫理規程に関する職員の知識の浸透度を測るアンケート調査を活用するなどにより必要な見直しを行っている。このほか、法令等遵守に係る取組状況については、監察等により検証し、必要な見直しを行うとともに、四半期ごとに、監察実施結果を国家公安委員会に報告し、併せてホームページ等で公表しているところであり、今後とも、法令等遵守に係る取組を一層推進していくこととしている。</p> <p><b>【金融庁】</b> 現在も法令等遵守をより一層推進していくために、積極的な取組を行っているところであるものの、法令等遵守に係る取組についての定期的な検証・評価、その結果の公表等について引き続き必要に応じ見直し・検討を行っていきたい。</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>法令等遵守に係る取組に対する定期的な検証・評価、その結果の公表等について必要に応じ見直し・検討を行っていきたい。</p> <p><b>【総務省】</b>  総務省においては、本勧告事項（「法令等遵守の一層の推進」）は、省全体の取組として対応していく必要があり、関係部局間等において協議し、対応を検討する予定。</p> <p>なお、公害等調整委員会及び消防庁においては、必要に応じ、本省関係部局等と協議し、対応を検討していく予定。</p> <p><b>【法務省】</b>  法令等遵守に係る取組に関する定期的な検証・評価の具体的な方法、検証・評価結果の公表方法については、現在検討中である。</p> <p>なお、法令等遵守に必要な見直しについては、今後とも、適切に実施していくこととしている。</p> <p><b>【外務省】</b>  外務省では、従来から、内部部局・在外公館に対して、監察・査察を実施しており、対象の部局・在外公館の全員に対して、遵法意識等の規律などの広範な法令等遵守に係る事項を含むアンケート調査を実施し、定期的に法令等遵守に係る取組についての検証・評価を行い、その結果を踏まえ、</p>	<p>その後の改善措置状況に係る回答</p> <p><b>【総務省】</b>  総務省においては、本勧告事項（「法令等遵守の一層の推進」）について、今後とも必要に応じて関係部局間等において協議し、対応を検討する予定。</p> <p>なお、公害等調整委員会及び消防庁においては、必要に応じ、今後とも本省関係部局等と協議し、対応を検討していく予定。</p> <p><b>【法務省】</b>  法令等遵守に係る取組に関する定期的な検証・評価の具体的な方法、検証・評価結果の公表方法については、引き続き検討中である。</p> <p>なお、法令等遵守に必要な見直しについては、今後とも、適切に実施していくこととしている。</p> <p><b>【外務省】</b>  引き続き、内部部局・在外公館に対する監察・査察を実施し、対象の部局・在外公館の全員に対する遵法意識等の規律などの広範な法令等遵守に係る事項を含むアンケート調査を実施し、定期的に法令等遵守に係る取組についての検証・評価を行い、その結果を踏まえ、必要な見直しを行って</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>必要な見直しを行っている。また、外部有識者の参加を得て、官房長、監察査察官他関係課室長が定期的集まり、法令等遵守に係る取組である監察及び査察の在り方等について協議している。右協議において勸告の趣旨を踏まえ、当該アンケート項目の見直しを行うなど、引き続き、法令等遵守の一層の推進に努めていく。右協議の当該検証・評価の結果の公表については、その方法等を含め検討していく。</p> <p><b>【財務省】</b></p> <p>これまでも綱紀の厳正な保持の観点から、種々の取組を行っているところであり、問題事案が発生した場合には、速やかに対応するとともに、必要に応じて事案の公表等を行ってきたところであるが、今回の勸告を踏まえ、他府省における取組等を参考にすると、今後の課題として検討してまいりたい。</p> <p><b>【文部科学省】</b></p> <p>省内関係部局や各省庁との調整を行い、検証・評価・公表等の検討を行っており、法令等遵守に係る取組に関する定期的な検証・評価の具体的な方法、検証・評価結果の公表方法、及び必要な見</p>	<p>いる。右検証・評価の結果は、調査スキームに応じ、報告書または口頭で関係部署や職員へ公表している。</p> <p>また、官房長、監察査察官他関係課室長が定期的集まり、法令等遵守に係る取組である監察及び査察の在り方等について協議しているほか、勸告の趣旨を踏まえ、当該アンケート項目の見直しを行うなど、引き続き、法令等遵守の一層の推進に努めていく。</p> <p><b>【財務省】</b></p> <p>セクシュアル・ハラスメントの防止に係る研修受講者に対し、浸透度を把握するためのアンケート調査を行い、効果的な研修等に資するなどしているところ。</p> <p>引き続き、不祥事を予防する観点から、服務規律の遵守状況等の把握、個別情報の収集、非行防止のために講ずる措置などについて、必要に応じて見直す等、法令等遵守に係る取組を推進してまいりたい。</p> <p><b>【文部科学省】</b></p> <p>引き続き、法令等遵守に係る取組についての定期的な検証・評価・公表等の検討、また、必要な見直しを適切に実施していくこととしている。</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>直しについては、適切に実施していくこととしている。</p> <p><b>【厚生労働省】</b> 厚生労働省の法令等遵守については、平成18年12月に地方支分部局法令遵守室を設置し、平成21年3月に内部職員等の公益通報に係る外部通報相談窓口の設置の取組を行ってきたところであり、本年度末を目途にこれまでの取組の検証・評価を行い、その結果の公表、必要な見直しを行うことを検討。</p> <p>社会保険庁においては、法令等遵守を一層推進していくために、平成16年度に内部通報窓口を設置し、平成18年に外部からの通報窓口を設置、平成20年4月から外部相談窓口を設置の取組を行ってきたところであるが、勸告の趣旨を踏まえ、平成21年7月にコンプライアンス意識調査を実施し、職員の意識の浸透状況の把握や教育活動が的確に機能しているか検証評価を行ったところである。今後、これまでの法令遵守に係る取組の検証・評価を行い、その結果の公表、必要な見直しを行うことを検討。</p> <p><b>【農林水産省】</b> 法令等の遵守については、省全体で取組を強化</p>	<p>その後の改善措置状況に係る回答</p> <p><b>【厚生労働省】</b> 厚生労働省の法令等遵守については、平成18年12月に地方支分部局法令遵守室を設置し、平成21年3月に内部職員等の公益通報に係る外部通報相談窓口を設置したところであり、本年度末を目途にこれまでの取組の検証・評価を行い、その結果の公表、必要な見直しを行うことを検討する。</p> <p>社会保険庁については、平成21年12月31日をもって廃止された。</p> <p><b>【農林水産省】</b> 職員の内部通報の件数等の公表については、調</p>

勧告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>しているところである。</p> <p>例えば、平成21年5月から実施している新たな内部通報制度について、検証・評価を行うとともに、通報等の件数及びその他必要と認める事項について四半期ごとにとりまとめ、農林水産省改革推進本部に報告するなど、実効性の確保を図っている。また、通報等の件数及びその他必要と認める事項について公表することとしている。</p> <p>さらに、従来の取組に加え、今回の勧告を踏まえた検討を引き続き行うこととしている。</p> <p><b>【経済産業省】</b></p> <p>2(1)国家公務員倫理法等に係る取組の推進、2(2)セクハラ防止等の推進等における定期的な把握・検証等における取組を推進し、必要に応じて見直し、公表する等、法令等遵守に係る取組を推進していく予定。</p> <p><b>【国土交通省】</b></p> <p>国土交通省本省においては、それぞれ制度を所管している部局において、省内関係部局や各府省との調整を行い、検証・評価・公表等について、今後、検討していく予定。</p> <p>気象庁においては、当庁で発生した懲戒処分等について半年毎に検証・評価を行い、処分等の事</p>	<p>査中の事案の処理を待って取りまとめ次第、公表を行うこととしている。</p> <p>国家公務員倫理法及びセクハラ防止などについて、引き続き、定期的な把握・検証等の取り組みを推進しつつ、法令等遵守の実効性の確保手法の検討を引き続き行ってまいりたい。</p> <p><b>【経済産業省】</b></p> <p>2(1)国家公務員倫理法等に係る取組の推進、2(2)セクハラ防止等の推進等における定期的な把握・検証等における取組を推進し、必要に応じて見直し、公表する等、法令等遵守に係る取組を引き続き推進していく予定。</p> <p><b>【国土交通省】</b></p> <p>国土交通省本省においては、それぞれ制度を所管している部局において、省内関係部局や各府省との調整を行い、検証・評価・公表等を行うことについて引き続き検討していく。</p> <p>気象庁においては、引き続き、懲戒処分等の半年毎の検証・評価及び処分等の事例の各部局長等</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>例を各部局長等へ通知（各職員に対しても支障の生じない範囲で必要に応じて事例を示している）することにより予防を推進している。更に、毎年開催している本庁招集会議（管区台長会議12月、総務部長会議10月、総務課長会議6月）において、不祥事事例をもとにした実態報告、解説、意見交換を行っている。今後、当該会議などにおいて、職員の不祥事防止に係る各級官署における周知、具体的対策などの取組について、定期的に検証・評価を行い、その結果の公表、必要な見直しを行い、法令等遵守に係る取組を一層推進していくよう努める。</p> <p>海上保安庁においては、それぞれ制度を所管している各府省との調整を行い、検証・評価・公表等について、今後、検討して行く予定。</p> <p><b>【環境省】</b> 当省の法令等遵守に係る取組について定期的な検証・評価を行い、その結果の公表を行うこと等について、他府省の検討状況を参考にしつつ、検討を行う。</p> <p><b>【防衛省】</b> 勸告の趣旨も踏まえ、引き続き、監査・監察等</p>	<p>への通知や本庁招集会議における不祥事事例をもとにした実態報告、解説、意見交換を行っているところであり、今後も法令等遵守に係る取組を一層推進していくよう努める。</p> <p>海上保安庁においては、法令等遵守を一層推進し、不祥事を予防する観点から、平成22年1月に管区首席監察官等会議を開催して、不祥事の検証・評価を行い、再発防止に取り組んでいる。</p> <p><b>【環境省】</b> 当省の法令等遵守に係る取組について定期的な検証・評価を行い、その結果の公表を行うこと等について、他府省の検討状況を見つつ、引き続き検討を行う。</p> <p><b>【防衛省】</b> 勸告の趣旨も踏まえ、引き続き、監査・監察等</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況に係る回答
	<p>による個々の職員への法令等遵守意識の浸透状況調査や、各種啓発週間による教育活動等を活用し、防衛省における法令等遵守に係る取組について、定期的に問題点の把握及び分析を行い、その結果を公表するとともに、その結果を踏まえた必要な見直しを図るよう努める。</p>	<p>による個々の職員への法令等遵守意識の浸透状況調査や、各種啓発週間による教育活動等を活用し、防衛省における法令等遵守に係る取組について、定期的に問題点の把握及び分析を行い、その結果を公表するとともに、その結果を踏まえた必要な見直しを図るよう努める。</p>